

令和元年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月17日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 3番 長谷川崇朗 4番 橋 俊明
 5番 坂口 重良 6番 岩井智恵子
 7番 津村 俊二 8番 矢野 隆行
 9番 田中 陽介 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 10番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	政策調整部政策監 (市民病院整備担当)	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人であり、欠席議員は1人で、欠席議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は6月5日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第8番、矢野隆行議員、第9番、田中陽介議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、6月14日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、6月14日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第5号、第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 皆さん、おはようございます。第11番、山本剛でございます。

一般質問に先立ちまして、先月の大津市での交通事故で亡くなられたお子さんたち、そして川崎市での殺傷事件で犠牲になられた方々に心からお悔やみを申し上げ、また負傷された方々の一日も早い回復をお祈りをしたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

それでは、私の一般質問の項目といたしましては、高齢者ドライバーによる交通事故の防止についてということでございます。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が問題となっております。今年4月19日に東京の東池袋で87歳の高齢者ドライバーが加害者となる交通事故が起こり、負傷者が9人、そして母子2人の尊い生命が奪われるという非常に痛ましい事件がありました。このお二人につきましても、心からご冥福をお祈りしたいというふうに思っております。この事件は、東池袋自動車暴走死傷事故と呼ばれる事故であります。このことは大きく報道され、皆さんも記憶に新しいことと思います。

また、この一般質問通告書を作成していたときにでございますけれども、6月3日に大阪市此花区において80歳のドライバーによる交通事故が起こり、4人の負傷者が出ております。

そうしてまた、この通告を出して以降も何件もの高齢者ドライバーによる事故が起こっておりますので、このことについても少し紹介をしておきたいなと思います。

6月4日ですけれども、福岡市で80代のドライバーのワゴン車が猛スピードで道路を逆走し、2人が亡くなられて、7人が負傷されるという事故が起こっております。

また、6月5日につきましては、日光市で軽自動車がか川に転落し、運転しておられた方を含む80代のお二人が亡くなられるという事故がございました。

また、6月7日ですけれども、千葉市で80代のタクシー運転手が歩道に突っ込むという事故がありました。

同じく7日ですけれども、岐阜県の大垣市で77歳のドライバーの軽自動車がバスに衝突する事故がありました。

同じくまた、7日ですけれども、大阪市平野区で76歳のドライバーが人を跳ねる事故がありました。

そして、11日、名古屋市で70代のドライバーが運転する車が小学校の校庭に突っ込むという事故がありました。このことについては、放課後ということでもございましたので、幸い児童の被害はなかったということでもあります。

そして、6月12日に愛知県豊明市で81歳のドライバーの方が運転する軽四が人を跳ね、重体になるということもございました。

このように非常に多くの事故が起こっておりますし、6月18日につきましては、群馬

県太田市で80歳の方で、この方は運転免許証を返納されていたということなんですけれども、返納されていたにもかかわらず運転をされて、人を跳ねるといような事故もございました。

このように非常に多くの事故が起こっております。亡くなられた方のご冥福をお祈りして、また負傷者の方の一日も早い回復をお祈りするということでもございます。

このように非常に多くの事故が起こっておるということですが、報道されるような重大な事故にはならなくても、接触等の軽微な事故等は数多く起こっているものだというふうに推測がされます。また、高速道路の逆走など、危険な運転が高齢者ドライバーによってなされているという現状が各地で起こっております。

日本は現在、高齢者の増加により高齢社会となりまして、当然、高齢者ドライバーも増えております。公共交通網が都市部ほど整備されていない地域においては、自動車は高齢者の方にとっても、必要不可欠なものであり、日常生活におきましても、買い物や病院への通院などで自らハンドルを握り、運転をされております。自動車の利便性というのはいままでもありませんけれども、好きなときに好きなところへ行けるということであり、私たちはその便利さというものを日常、享受をしているというところでもございます。

しかし、便利な反面、加齢による反射神経や操縦能力の低下、また認知能力の低下などにより、先ほど紹介をしましたように、高齢者が交通事故を起こすということが増えてきております。

交通安全教室の開催や交通事故防止の啓発活動も行われており、そのことは一定の効果があるというふうに考えております。けれども、現状の取り組みにとどまらず、高齢者の交通事故防止のための新たな取り組みが今後一層重要になるというふうに考えております。交通事故は加害者も被害者も不幸になります。

交通事故を減らすために現在ではブレーキアシストなど、自動車の機能も充実をしております。先日も報道されたかと思うんですけれども、町工場においても、アクセルとブレーキの踏み間違えを防止する装置が開発、製造されておまして、そのことに関する問い合わせが、2つぐらいの会社やったと思うんですけれども、それぞれの会社に一日に100件を超えるような問い合わせがあるというようなことも報じられておったかというふうに思います。それぐらい、社会的にも問題として重要視されているという現状がございます。しかし、それらの機械的なその部分に全面的に頼るわけにいかないというふうに考えております。

高齢者による交通事故防止のための取り組みにおいても、生活困窮者自立支援や三方よし人材バンクなどの取り組みのように、野洲モデルが求められているのではないかというふうに思っております。

そこで、下記の項目について質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、市内における自動車運転免許の保有者数について伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、山本議員の高齢者ドライバーによる交通事故の防止についての1点目のご質問、市内における自動車運転免許の保有者数についてお答えいたします。

市内における自動車運転免許の保有者数でございますが、滋賀県警察本部に確認を行ったところ、平成30年12月末時点で3万4,937人でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、答えていただきましたように3万4,937人、約3万5,000人の方が運転免許証を保有されているということでありまして、人口約5万1,000人の野洲市においても、これだけの多くの方が免許を保有されているということで、これ、自然なことなんですけど、やっぱり保有者数が増えると当然、事故の割合が増えるということがあるんですけれども、野洲市においても残念ながら、重篤に至らなくとも事故は年々起こっておるといところでございますけれども、次の質問に移りたいと思うんですけれども、そのうち70歳以上の方の人数について伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の市内運転免許保有者のうち70歳以上の人数についてということでお答えいたします。

ご質問は70歳以上という人数でご質問いただいておりますが、滋賀県警の統計の都合上、高齢者とされているのが65歳以上ということで統計されておりますので、65歳以上でお答えをさせていただきますと8,210人でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 65歳以上の方ということで、70歳以上についてはちょっと把握がしがたいということでございますけれども、それにしても、65歳以上の方も8,

210人も免許を持っておられると。だけど、特に野洲市は車がなかったら、ちょっと生活ができないというようなところもございます。駅前ですとか、交通の利便性のよいところに皆さんが住んでおられるというわけではございませんので、やっぱり駅から遠くなるほど車が必要であるということもありまして、これだけ多くの方が保有をされているということなんですけれども、これだけ多くの方が保有されておったら、前に、先ほど紹介をしたんですけれども、高齢者による交通事故、決して野洲市においても人ごとで済まされるような問題ではないなというふうに思っております。先ほど言いましたように、こういった方々に対しても運転免許の更新のときの講習でありますとか、さまざまな手だてというのは講じられておるかというふうに思うんですけれども。

次の質問にちょっと移りますけれども、このうち、運転免許を自主返納している方というのは、過去3年、平成28年度から平成30年度におきまして、何人おられるのかなということと、それからまたその年齢層についてお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目の運転免許を自主返納されている人は過去3年で何人かとその年齢層についてのご質問にお答えいたします。

運転免許を自主返納されている方の過去3年間の人数でございますが、これも滋賀県警本部の統計の都合上、各年1月から12月の期間でお答えをさせていただきます。本市における運転免許自主返納者の人数でございますが、平成28年が128人、平成29年が176人、平成30年が191人となっております、いずれも75歳以上が最も多い年齢層となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、年々自主返納される方は増えているということでございますけれども、先日も著名な芸能人の方が自主返納されたり、これもまた同じく著名な教育評論家の方が自主返納されたというようなこともありまして、その方たちが話しておられたのは、自分が自主返納することによって、高齢者の方が、運転が困難な方でありまして自主返納をためらっておられるような方が自主返納するような後押しになればというようなことを話しておられたんですけれども、私、自主返納ありきということだけではこの問題というのなかなか解決もしづらいのかなというふうに思いますし、先ほど言いましたように、自主返納ができるような条件の整っておられる方、

先ほど言いましたように、交通の便利なところに住んでおられる方、野洲市は駅前近辺ぐらいいかなと思うんですけれども、いわゆるその都市部の方は本当にバスであったり、タクシーであったり、地下鉄であったり、電車であったり、いろんな公共交通網が整備されていて、自主返納もしやすい条件が整っておりますけれども、野洲市はそこまで条件は整っていないということもあります。そういう中で、自主返納をできる方には、やっぱりしていただけたらと思うんですけれども、自主返納ありきというふうに考えるのは少し早計ではないかなと。年齢がいても、仕事等で自動車を運転する人があるという高齢者の方も野洲市内にはかなり私はおられるのではないかなと思いますし、あるいは農業等で軽トラックを運転する必要があるというような方も多くおられるというふうに考えております。

そうしたことからしますと、返納ということも1つの取り組みとは思いますが、ありきというふうに考えるよりも、1つの選択肢というふうに考えるべきではないかなというふうに考えております。

それでは、次の質問に移りますけれども、過去3年間、これも同じく、平成28年度から平成30年度の市内における70歳のドライバーによる交通事故の件数についてお尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目の過去3年間の市内における70歳以上のドライバーによる交通事故の件数についてお答えいたします。

こちらも各3年間での市内における70歳以上による交通事故件数についてですが、統計上の都合上、高齢者とされている65歳以上で、これも1月から12月までの期間とする各年でお答えさせていただきます。市内の高齢者ドライバーの事故件数でございますけれども、平成28年が27件、平成29年が32件、平成30年が30件となっております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、お答えいただいた部分では65歳以上ということで、件数につきましては、多少のあれはありますけど、さほど件数としては変わっていないなど。先ほど聞かせていただいた自主返納の方というのは増えているけれども、件数自体が変わっていないという、この相関関係といいますか、そこいらは一定の分析もされているかなと思うんですけれども、おわかりになる範囲でお答え願えたらと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） まず、自主返納の数でございますけれども、やはり高齢化という実態がございますので、運転免許をお持ちの方もだんだん高齢化されていく層が増えてまいります。また、昨今のいろんな事故の不安がございますので、そういったことで自主返納の方は多いというふうに推測をしているところでございます。

交通事故の件数につきましては、いろんな道路の事情であったり、いろんな事情があるかと思えますけれども、これについても、市内の交通安全協会であるとか警察であるとか、さまざまな団体が交通安全運動をしていただいておりますので、その成果もあるかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 返納する方が増えているにもかかわらず、事故自体は大して変わりはないということは、返納している人がいるにもかかわらず減っていないということは、現在、保有している方が起こす割合が増えているのかなと、これは非常に大ざっぱな捉え方なんですけれども、そういうふうにもちょっと感じられるところがあるんですけれども、その辺については、また警察等の関係機関がより詳細な分析等もされているのかなというふうに思います。

それでは、最後の質問なんですけれども、高齢者による交通事故防止のための取り組みにおいても、野洲モデルのようなものがつくれるのではないかというふうに考えるんですけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、5点目の高齢者による交通事故防止のための取り組みにおいても、野洲モデルのようなものがつくれないかというご質問についてお答えいたします。

高齢者ドライバーの事故は、昨年におきましても、市内の交通事故件数が162件中30件と18.5%を占めております。近年交通事故発生の特徴の1つでもありますことから、市としても交通安全対策を進める上で重要な視点であると認識をしております。

これらの現状等も踏まえまして、平成28年度でございますが、作成した28年度から5年間の第10次野洲市交通安全計画がございまして、こちらにおいて道路交通安全対策として、高齢者の安全確保を掲げまして、運転免許返納制度の推進、高齢者や高齢運転者

を対象とした交通安全教室の推進などを挙げておりました、各種関係機関、団体等と連携して取り組みを進めているところでございます。今年度も引き続き、各種啓発活動等に関係機関と連携して実施してまいりたいと考えております。

先ほどのご質問で、自主返納が増えているのはなぜかというところでございますけれども、高齢者の講習の方が強化をされましたので、それも含めて自主返納者が増えたということもございますので、付け加えて、今、お答えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 交通事故防止という部分に関しましては、高齢者に限らず、いわゆる特効薬のようなものはなかなか今のところないのではないかなというふうにも考えております。今おっしゃったいろんな講習でありますとか啓発でありますとか、そういった従前の取り組みを充実させていくということに加えまして、何か新たな手だて等も講じていく必要があるかなというふうに考えてございます。

自主返納制度の実効性というのを高める、そのために、やっぱり高齢者の方の移動手段をきちんと確保するという部分がありますし、野洲市においてもコミュニティバスの充実もされておりますし、そういった部分も大切かなというふうに思っております。

また、先ほど言いましたように、交通安全サポートカーの購入に際して、経済的な支援を検討するでありますとか、あるいは加齢による身体機能の低下の有無について、より厳重にチェックをするとか、そういったことも求められているのではないかなというふうに思いますし、また免許の更新期間の見直しでありますとか、あるいは再試験制度、あるいは限定免許制度ですね。あるいは、今、例えばの話ですけれども、農業を営んでおられる方でどうしても軽トラックに乗る必要があるということであれば、軽トラック限定の免許制度のようなものを検討するとか、これは野洲市だけでなかなかできるようなことではありませんけれども、今後高齢者がこれからも増えていきますから、そういった部分については関係機関、そもそも国も当然ですけども、いろんな自治体も、私たち自治体も検討もしていかなくはないかなというふうに考えておりますけれども、そういった部分についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、今後の高齢者の事故防止対策についてどのように考えておられるのかということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃいました運

転の更新期間とか、そういった制度のことにつきましては、ちょっと市の方ではお答えはできませんけれども、高齢者への事故防止装置の購入補助ということも、補助をされている自治体や補助を検討している自治体があることも認識しておりますが、市においては、現在のところは考えておりません。特出したものは特に考えておりませんが、市の交通安全対策については、高齢者を問わず、常に関係機関や団体と連携、情報共有しながら、それぞれの機関が特徴を生かして組織的とか継続的にしているものであると考えておりますし、今回の交通事故が多発した場合、多発警報が今出されておりますけれども、緊急的に、集中的に啓発などを行っているところでございます。

あと、市のモデルという特出したことはございませぬけれども、やはりこれから高齢者が高い比率を占めていく中で、安全、安心して外出、移動ができるということでは、やはりコミュニティバスの充実ということも図っておりますので、そういった総合的なところでいろんな対策を考えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番(山本 剛君) 野洲市だけでなかなかこれぞという決定的な対策といいますか、それができるというものではございませぬし、今の部長からお答えいただいたように、いろんな関係機関と連携をするということも必要ですし、国レベルで決めていただかなくてはいけないような、制度上の部分ではそういったところもあろうかと思えます。ただいまおっしゃったように、高齢者に限らず、交通安全という部分というのはそれこそ赤ちゃんからお年寄りまで共通した課題ということでございませぬので、今後も啓発等についても、充実もしていただきたいというふうにも思いますし、条件的な部分でいいますと、先ほど答えていただいたコミュニティバスの部分でありますとか、今のところ、野洲市ではちょっと導入されていないということですが、いわゆる安全運転機能のついた車を購入する際の支援なり、補助なり、そういった部分も視野に入れて検討をしていただきたいなというふうにも考えます。

いずれにしても、先ほど言いましたように、交通事故というのは加害者も被害者も本当に不幸になるということでございませぬので、やはり誰もが幸せに生きていける、暮らしていける、そういった野洲市の地域社会をつくる上におきましても、この交通安全の問題というのは、私は、やっぱり避けて通れない課題であるというふうにも思いますし、野洲市においても、今後高齢化がどんどん進みます。そういった中で、残念ですけれども、

交通事故が増える可能性も想定があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そういった部分でいいますと、今のところ特出すべきことはちょっと検討はされていないということですが、先ほど答えていただいたコミュニティバスの問題も含めて、やはりデマンドタクシーでありますとか、そういったことについても今後検討をしていただきたいなというふうに思うんですけども、このあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今後の交通安全対策ということでございますけれども、同じようなお答えになるかもしれませんが、常に関係機関や団体等と連携、情報共有しながら組織的に継続的に、またあるいは事故等、こういった現状を踏まえまして、緊急的に集中的に対策、啓発等をしていきたいと思っております。本当に市の特徴といたしましては、高齢者が安心して外出移動ができることも必要となっておりまして、今回コミバスの役割が重要であるので、見直しておりますので、総合的に交通安全対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、従前の取り組みも充実をさせていっていただきたらというふうに思いますし、今、私としましては、野洲モデルのようなものを交通安全対策においてもつくり出していただきたいなと、これは当然、執行部の皆さんだけではなく、私たち議員も知恵を絞って、一緒に連携しながら進めていく必要があるなというふうに思います。今後、より安全、安心な野洲の地域社会というものを皆さんと一緒につくっていききたいなということを申し上げまして、私からの質問を終えたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第6号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） おはようございます。第15番、東郷正明です。

今日は、大きくは2つの質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず最初に、子どもの医療費助成制度について質問いたします。

所得格差が広がる中、貧困家庭にとって子どもが病気やけがをしたとき、お金を気にし

なければならぬほどつらいことはありません。入学前までは無料でも小学生になった途端に3割負担というのは、特に病気にかかりやすい低学年のいる家庭、アトピーやぜんそくなどで通院回数の多い家庭にとっては子どもの医療費が重い負担となっています。ある親御さんは子どもがサッカーで腰を痛めたが、レントゲンを撮った後も治療が完治するまで何回も通院を重ね、高い治療費で家計が大変でした。また、医療機関に行かずに売薬を使っていたが、その結果、重症化してしまい、結局、高い医療費を払うことになった等々、そんな声を聞きます。そのような家庭にとって、子どもの医療費窓口負担は切実な願いです。

こうした中で、現在、子どもの医療費の助成や無料化の拡充が全国に広まっています。県内の19市町村で何らかの助成制度が実施されていますが、各市町によって格差が生まれています。大津市は入院、通院とも小学校卒業まで無料です。中学校卒業まで入院、通院とも無料になっているのが高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町、甲良町です。甲賀市と近江八幡市は中学校卒業までですが、所得制限が現在あります。入院、通院共に高校卒業までとなっているのが豊郷町となっています。長浜市では入院のみ中学校卒業までとなっています。しかしながら、野洲市の場合、入院は中学校卒業までとなっていますが、通院は就学前までとなっています。子育て応援のまちとして拡充すべきではないでしょうか。そこで、野洲市の子どもの医療費助成について、市の考え方について答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員がご質問の1番目、子どもの医療費助成についての1点目、子どもの医療費助成制度の通院分の拡大に関するご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成制度につきましては、昨年11月議会での野並議員の一般質問で回答いたしましたとおり、全国の自治体間で差異が生じている現状もあり、本来は国が行うべきであり、全国市長会においても本制度を国が創設すべきとの要望を行っているところでございます。また、ご質問のように県内でも同様に差が生じております。また、湖南管内におきましては、草津市では、通院分につきましては、小学生は一部負担があるものの、小学3年生までが対象となっており、栗東市及び守山市は、現在本市と同じ就学前ですが、両市の市長選の選挙公約から見直しの検討がなされていると聞き及んでおります。

本市では、本議会の開会日にご可決をいただきました都市計画税条例について、総務常

任委員長の委員会の報告で、都市計画税を導入されれば、その財源でこれまで都市計画事業に充てていた財源を振り替えて、子育て支援の1つとしての子どもの医療費助成の拡大ができるとの報告のとおり、一定の拡大はできるものと考えておりますので、福祉医療費助成制度の全体を見直す中で、拡大する範囲は市全体の財政状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 子どもの医療費助成が住んでいる自治体によって差異が生じている現状を考えれば、もちろん国の制度として行うことが望ましいけれども、やっぱり県内でもほとんどの自治体が入院、通院含めて、中学校卒業まで助成しています。子どもを持つ若い夫婦がどこに住もうと考えるとき、医療費無料化の助成制度は大きな選択肢となると思うんです。また、少子高齢化を食いとめる施策の1つと考えますが、そしてまた都市計画税が導入されれば、医療費無料化ができると言われますけれども、こうした施策は本来やらなければならない施策で、目的税である都市計画税と一緒に議論するのはおかしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再質問にお答えをいたします。

都市計画税の導入と一緒にということは大いに関係あることでして、これまでの都市計画事業に充てていた財源を振り替えることができるということです。市全体の財政状況の中で1つの事業に充てていた財源が特定の財源が確保できたために、いろんな事業に振り替えて住民の福祉に充てることは福祉の増進に充てることのできるということです。切り離してということではなしに、関連する項目として捉えることは自然な考え方であると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国の方でも、安倍総理もこれは消費税の話なんですけれども、消費税を上げれば社会保障の充実ができると言って、これまで5%から8%と上げてきました。しかし、上がるはずの社会保障が年金削減や医療費の窓口負担、介護保険料の引き上げ、こんなふうに福祉が削られてきました。その一方で、大企業には減税を行うなど、税を上げれば暮らしが整うというこの論点、本当に正しいのかどうか、ちょっと考えなけれ

ばならないと思うんですけども、野洲市の場合、235億円の一般会計、そこからこうした福祉、社会保障等も組み込んでいくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再度のご質問にお答えをいたします。

先ほどの1回目の答えで申し上げましたように、都市計画税によって新たな財源ができましたので、その振り替えによって、市全体の事業を見つめ直す中で必要な事業に取り組んでいくということで、それぞれの事業をチェックしながら、これは毎年行っていることですが、1点目でお答えいたしましたように一定の拡大は考えているということでご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 都市計画税が通れば、一定の計画は考えるということですが、それならば、今、考えておられるシミュレーションはいつ、どれぐらい、どこまで助成ができるのか、答弁をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

市の事業はいろいろ優先課題がありますので、福祉の面でいいますと障害もそうですし、高齢化によります介護への繰り出しとか、福祉も現行制度を維持するだけでも増えていております。そういった中で、優先課題を終えた段階でどこまで伸ばせるのかというのは、その後の財政の将来的なビジョンの中でどこまで組み入れることができるのかということを検討していきたいと思っておりますので、今、ここで何年生までというお答えはできないということでご理解をお願いいたしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 後の質問とまた求めることが重なってきますので、2番に入ります。

最近では、近隣市の市長選公約にも子どもの医療費助成拡充を守山市や栗東市の市長さんが公約されています。これまで野洲市では子どもの医療費、小学校3年生まで無償化の請願が議会で採択されたにもかかわらず、いまだに拡充されていません。議会で採択されたものが実施されていないのは議会のあるべき姿ではありません。子どもの貧困が6人に

1人と言われる中で、家計的な理由で子どもが医療機関に行けないような状況はなくさなければならぬと思います。都市計画税が導入されれば検討ということ、今、どこまでと
いうことを言えないと言っておられますけれども、やっぱり子育て応援の野洲市として、
医療費助成の拡充を、ビジョンを明らかにしていくことが求められると思いますが、答弁
を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは次に、2点目の国や県の制度を待たずに拡大の
見直しのご質問にお答えをいたします。

これまで議会の本会議や全員協議会など、何度となくお答えをしまいたるように、
本市では子育て支援関係を含む優先課題があり、それらを終えてから市の財政状況及び財
源手当ての状況を見て判断することとしてきました。東郷議員には、残念ながら重要な財
源である先般の都市計画税条例の採決ではご賛同いただけませんでした。結果としては、
ご可決をいただき、財源の1つの条件が成立いたしましたので、今後具体的な検討を進め
てまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 先般、都市計画税に私が反対したのは、所得が非常に低いとこ
ろの方であっても土地とか不動産があればそこにかかってしまうという、そういう矛盾か
ら反対しました。税は本来所得の高い人が負担し、またそこに低い人の方を補うというよ
うな応能負担が税のあり方であることから反対しています。

市はこれまで優先度の高いところから取り組んでいると言われますが、何をもって優先
度としているのか、また財源手当てなしの拡充は困難と言われますが、財源の配分はある
程度市長の判断に委ねられているわけで、県内でもこれまで医療費助成が遅れていた高島
市でも市長が代わり、拡充されました。また、近江八幡市では現在、所得制限はありま
すが、中学校卒業まで拡充されています。このような状況から、やっぱり市が何を優先度
にするかによって政策が変わってくると思います。その辺、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医療費無料化もあんまりこんな議論、何か生産性のない議論を延々
とやっていただいていますし、何かさっきはどこかのまちの首長の公約とか、そういう話
では私はないと思います。単純に財源ですし、優先度は私が決めているわけではなしに、

やはり市民の皆さん、子育て世代の皆さんとの話し合いの中で決めています。

先ほど大津市とおっしゃいましたが、あそこは中学給食、まだもたもたして全然目処が立っていません。して、北東のまちは中学までやったと言っていますけども、一番大きな問題は、この間も言いましたように学童保育です。大変な状況になっているわけです。保育園もまだできてない。野洲の場合は何を優先したかといったら、耐震化もできていない、保育園もほったらかしだったわけですね。だから、そこはきちっと手当てしようということですし、学童は不公平で本当に大変な状態でした。それも完璧にやって、そして医療費を無料化する以前に、まず幼児保育、養護保育もやろうということ、これもきちっとできていました。もう次は選挙公約みたいなこともやらなくて、そして東郷議員の手柄で要求していただかなくても、市民の総意として子どもの医療費無料化、少なくとも3年生まではいけると思いますが、それ以上いけるかどうかということです。

過去の経緯は、1回本当に取り組もうと思ったら守山市が、4市で合わせようと思ったら守山市が反対してきたので、様子を見ていた。その間にもできるだけ子育て支援をしたいということで、学童保育とか保育園とかを優先してきたわけですね。あと、特別支援の子どもたち、今、70人以上支援のスタッフを入れているわけです。子育て支援の強化で、医療費の無料化というのは財源さえあればある意味でできるわけですよ。

ですから、さっきも部長も凶らずも言いましたが、東郷議員のご賛成をいただけませんでしたけども、都市計画税はもう制度化ができましたから、それと取引じゃないんですけども、裏は財源ですから、財源の見通しが立っているので、最低3年生まではやりますが、それ以上いけるかいけないかは、今、部長が言いましたように、もう少し試算をしてからということになります。単純なお話ですので、もうこれ以上議論はないかなと思いますけども。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 学童保育とか、そういったことをいろいろやっておられることは感謝しています。小学校3年生までやるという、いつごろとかいうのは、それ、時期についてまだ検討中なんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、時期のご質問にお答えをいたします。

都市計画税の導入は実質的にまだ改正後の話になりますが、一番早く令和3年度ですので、少なくともそれ以後ということになります。先ほどからお答えの中で申し上げてい

ますように、優先度の高い事業の進捗状況、あるいは他の緊急な事業があるかもわかりません。その時点で判断はさせていただくんですが、都市計画税導入後できるだけ早い時期には見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 所得格差が広がる中で6人に1人が子どもの貧困です。全国で進んでいる医療費助成制度が遅れば、医療格差が生じかねません。できるだけ早い時期ということですが、早く助成拡充の方向で進めていただきたいと思います。

次、3番目に行きます。

全国の自治体の中学校卒業までの医療費助成では、2002年度は1%であったものが2017年度で見ますと86%まで広がりました。また、入院では94%に上ります。また、一部負担、つまり無料にしている自治体は61.4%です。野洲市の場合、小学校3年生までと小学校6年生、中学校卒業までの通院の医療費を無料化にすれば、それぞれ予算はどれくらいになるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、拡大した場合の予算の所要額のご質問にお答えをいたします。

平成29年度の医療費をもとにした試算では、自己負担なしの場合で、小学3年生までで5,040万円、小学6年生までで8,872万円、中学3年生までで1億2,760万円となり、草津市と同様に極端な一月の1診療報酬明細当たり、つまりレセプト1枚ということになります。レセプト1枚につき500円の負担の場合では、小学3年生までで4,141万円、小学6年生までで7,342万円、中学3年生までで1億667万円となります。

また、これに加えて、国保会計では療法給付費負担金分の減額調整、つまり、いわゆるペナルティが発生いたしますので、小学3年生までで60万円程度、中学3年生までですと150万円程度の国庫負担金の減額がありますので、これに対する補填が生じます。これらが現制度では経常的に発生する額となります。

また、この他臨時的な経費として、改正時にはシステムのプログラム改修費や国保連合会への改修負担金も生じるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 県内で中学卒業まで医療助成をしている高島市ですと、平成30年度の実績で8,774万7,000円でした。子どもの人数が高島市の場合は3,163人ですので、これに野洲市の場合約1,000人ぐらい多いですので、この人数からすると、先ほど言われた中学校卒業までで1億2,000数万円にほぼなります。高島市の場合は企業も少なく、法人税も少ないと思うんですけども、野洲市の場合、そこそこ大きな企業もありますし、また野洲市の場合は国保料で見ても、高い国保料を払っています。そうしたことから、この助成制度をしていくのは、何とか早く拡充を実現してほしいと思いますが、また早く実現できるようによろしくお願いします。

4番目に行きます。

これまで湖南エリアでの子どもの医療費無料化ができていない中で、野洲市は近隣の市町の取り組みを見ながらということであったと思いますが、守山市や草津市、栗東市の拡充が進めば取り組むのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、4点目の湖南管内の状況による判断のご質問にお答えをいたします。

先ほどから市長の回答と重複する部分もあるかと思いますが、本市の子どもの医療費助成制度以外の子育て支援策では、学童保育の6年生までの受け入れ、こども園の整備、スクールソーシャルワーカーの配置、基準よりたくさん配置しているわけですが、あるいは特別支援教育の充実、不登校対策、児童虐待防止対策などの充実を優先してまいりました。県内市町との比較では、子どもの医療費助成制度で通院分を中学3年生まで実施している市町と比べ、本市はこれらの施策では相当充実しているものと考えております。

市町村の施策というのは単一の施策の比較ではなく、全体をパッケージとして捉えるものであり、全ての分野で高いレベルのサービスを提供することは困難ということもございます。子どもの医療費助成制度は他の福祉施策と比べ、財源上の問題の要素が強く、今回、財源手当ての1つの要件の成立を受けまして、ご質問の湖南管内の状況ということではなく、本市単独での判断ということで検討を進めるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 全体のパッケージということで野洲はやるということですが、

栗東市では来年4月から小学3年生までを無料にするためのシステム改修が今年行われ
ます。湖南4市の足並みがこれまでそろいませんでしたけれども、今、各市進めるところで
す。このままでいくと、全体のパッケージと言われますけども、この医療費助成が湖南4
市の中で一番遅れた状態になるのではないかと思いますけれども、この辺、いかがでしょ
うか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどからやると申し上げているんですけど、湖南4市の足並み
がそろわなかったのは、ある時期そろえようと思ったら、ようそろわなかったんですよ。
ただ、湖南4市の都市計画税の足並みをそろえようと思ったのに大抵抗されて、1年遅れ
てしまったのはそちらですね。湖南4市の足並みとおっしゃったんだったら、消防も私は
例を出しまして、5億以上、野洲が一番負担が高いわけですよ。4市で足並みをそろえて
やってきている。足並みのそろえを抵抗されたのは、東郷議員たちなんですよ。だから、
全てが足並みがそろはずもないじゃないですか。これ、財源だけの話なん、本当に。こ
んなこと何回も言っているけども、あえて私がなぜ答えたというたら、足並みをそろえるとい
う概念からいったら、足並みをそろえないとだめなのに、足並みをそろえるのを邪魔して
おいて足並みをそろえよと言う。もう少し、やっぱり政策というのは論理的にやらないと
成立しないと思います。だから、なぜなのかと言われたら、足並みをそろえようと思っ
たのを何年も前も1回チャレンジしましたけども、抵抗されたからですね。今回も、最後の
最後まで、委員会で議決されたものをまだ議論しておられました。もっとういふのはす
っと通らないと足並みがそろわないと思うんですね。足並みをそろえることを妨げる方が
足並みをそろえよと言ったって、誰も信頼しないと思いますので。いずれにしても、財源
が見合ったら、できるだけ早くやろうと思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 何かをするための新しい都市計画税導入なんですね。そこは、
やっぱり私はそのための新たな税によって、今、生活貧困と言われる世帯がさらに苦しく
なっていく、ここを考えたわけです。共産党は都市計画税に反対していますから、またそ
こは議論がかみ合わないと思いますけれども。

それでは、5番に入りますけれども、野洲市では医療費を無料化にすれば、安易な受診
が増えると思っておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、5点目の医療費の無料化による受診への影響のご質問にお答えをいたします。

有料、無料に限らず、受診というものは、医療が必要な方が受診しようとして判断されたときに行われるものと認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かに受診が必要なときに受診しようとするのは当然なんですけども、現に高い医療費の中で、子どもを病院に連れていかなかったために重症化したというケースもあります。そういう面で、やはり子どもを持つお母さんがすぐに病院に行けるような助成制度が今、世間的には求められています。

6番に入りますけれども、子どもは将来の野洲市にとって宝です。その子どもたちの命と健康を守るのが、福祉の向上を図らなければならない自治体の役割と考えます。何回も言いますが、もう一度助成制度について答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、また改めての拡大への、市政へのご質問にお答えをいたします。

当方といたしましては、先ほどからのご答弁の中でも申し上げておりますとおり、拡大の範囲は別としまして、拡大そのものには前向きな回答をしていると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） できるだけ早く拡充制度を広めていただきますようお願いいたします。

次の質問に入ります。

野洲養護学校問題について質問いたします。

県ではありますけれども、また野洲市にあって、やっぱり地域の子どものたくさんいるので、重要であるという観点から質問いたしました。

野洲養護学校は、平成24年4月に新設されたときは当時191名でありましたが、以降児童生徒数が増え続けており、平成29年度で約2倍の379名になり、これまで3回の増設が行われてきましたが、100メートルを越える廊下が生まれるなど、増え続ける

児童生徒数でパンク状態で、当初のプールや運動場はそのまま学校運営が行われてきました。

県の所管する施設ではありますが、このような状況を市としてどのように思っておられるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの東郷正明議員の野洲養護学校の大規模化対応として、湖南地域に養護学校を新設はどうかとのご質問についてお答えをいたします。

野洲養護学校では開校以来児童生徒数が増加しています。そして、現在は平成29年度をピークに横ばいの状況ですが、370名を超える大規模化の課題を抱えています。私は10年ほど前ですが、八日市養護とか、それから八幡養護、前の野洲養護の前身ですが、に何回か行っていましたが、当時は100数十名の児童生徒数という状況でした。そういう観点から見ますと、今の野洲養護については、教育長になりましてから、この間、入学式や卒業式、それからまた野洲養護まつりというのをされているんですけども、そういうなんで、何回かお伺いをしているんですけども、そういうところから見ますと、確かに大きいなというふうな実感を持っております。私としましては、今後新たに設置を検討する必要があるのではというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） これまでも市としても要望もしていただいておりますが、県からの前向きな回答が聞こえてこないのが現状です。

また、2019年度の共産党の予算要望に対する回答で、野洲養護学校は野洲市洪水ハザードマップにおいて2メートルから5メートルの浸水が想定される区域にあり、立地場所としても問題がある、また児童生徒数が増加していることから、分割し、新たな場所へ新設すべきとして滋賀県知事や教育長に要望しているとのことでしたけれども、県からの回答はあったのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市では、平成31年度予算要望に県内の特別支援学校の大規模化などの課題があることから、新設など、そのあり方について検討されたいというふうな市長会を通じまして、県に提出をしております。これに対して県教育委員会の回答は、

特別支援学校の児童生徒数は増加している学校がある一方、横ばいややや減少している学校もあることから、各学校の聞き取りや児童生徒数の推移を見定めながら、今後さらに検討を進めたいというふうな回答でございました。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 生徒数が横ばいであることから、今後検討ということでありま
すけれども、やっぱり今の現状の中で、教室が狭いために真ん中をカーテンで間仕切って
授業を行ったり、また音楽教室や他の使う専門の教室を普通の教室に変えたりしてやって
おられます。また、ですから音楽教室が大きな音を出さない、そういうことで授業も行わ
れています。こういうのは、やっぱり放っておくべきことではないと思うんですけど、こ
の辺、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 音楽とか、そういう教科指導に関わっては、本市の小中学校で
もそうですので、それは大変かなというふうに思いますが、あくまでも県の所管でござい
ますので、何とか検討を願いたいというふうにこちらとしては考える一方です。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 県に検討を求めることをまた引き続きよろしく願います。

2番目、行きます。

特別支援学校は都道府県に設置義務があります。ところが、国の設置基準がないために
児童生徒数が増えても教室に詰め込み、廊下を使った授業や特別教室を普通教室にするな
どの対応で根本的な解決がされず、今日のマンモス化の要因となっています。問題は、国
に設置基準の法整備を求めると共に設置義務のある県に対して増設ではなく、新設を強く
求められたいと思います。普通の学校には設置基準があるんですけども、特別支援学校に
は設置基準がないんです。学校の設置基準というのは、学校教育法第3条に「学校を設置
しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣が定める設備、編制その他に関する
設置基準に従い、これを設置しなければならない」と書かれています。ところが、特別支
援学校にはこの設置基準がありません。国、県にこの設置基準を設けるよう、ここを求め
ていただきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2021年度に北大津高等養護学校が開校予定でございます。しかし、これは高等部ですので、義務教育である小学部や中学部においても、特に湖南地域では特別支援教育を求める子どもさんや保護者さんがどんどん増えております。こういいう中で、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設や特別支援学校のあり方について県教育委員会に検討していただくことは大事な事かなというふうに思っております。今後、これは本市だけの問題ではありませんので、県内13市の教育長が集う組織であります滋賀県都市教育長協議会というのがございます。そこから、国の設置基準等のことも含めて要望を出していったらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 要望の方をよろしくお願いします。

次に入ります。

児童生徒数が増えている中で、職員室の人員の推移はどのようになっているのか、また職員1人当たりの残業時間についてもお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは県立の学校ですので、管轄外のために詳細については把握しておりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 県立ということでしたけれども、今、働き方改革が社会問題となっています。特別支援学校では、児童生徒数が増えるほど児童生徒1人当たりに対する先生の割合が低くなっているのが現状です、これは学校の先生に聞いて。学校として備えるべき人的組織や物的組織等について、設置者の財政事情や教育に対する情熱の相違によって、学校教育が一定の水準を下回ることになるのは大変懸念があります。公の性質を持つ学校がその学校の名に値しないような低劣な状況下が運営されたりすることは国の期待するところではありませんと、こういった国会の答弁でもありました。また、40年前の養護学校義務化に向けた議論の中で出された重度、中度障がい児に対する学校教育のあり方で特殊教育に関する研究調査会会長の辻村報告がされています。この学校教育のあり方は現在においても変わらないと、文部科学大臣が共産党の山下芳生参議院議員の質問に対して答弁をされています。早急に現在の状況を解消していくよう再度求めていただくと

うことですが、さらに国、県に求めていただきたいと思います。

また、働き方改革についても、やっぱり無理な労働、非常に大変だと思うんです。また、こういった働く職場の問題もまた是正されるよう求めていただきたいと思います。

次に行きます。

野洲市から養護学校に何人の児童生徒が通学しているのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市から通学している養護学校の児童生徒数についてですが、今年の4月1日現在です。野洲市在住の小学部在籍児童は38名、中学部が24名、高等部が31名です。野洲養護学校在籍総数374名中、本市の児童生徒の総数は93名というふうになっております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 野洲市からこれだけ93名の方が通学している学校です。県の施設ではありますが、野洲市の子どもたちがこれだけ通っている施設だと考えれば、市は我が子が通っている施設だとして学校のマンモス化をなくしていくべきであります。学校の適正規模は何人ぐらいが適正規模とお考えなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど、国や県の基準がないというふうにおっしゃってましたので、私としては別に何人というふうには思わないんですけども、今まで見てきました八日市養護とか八幡養護が100数十名、まあ200ぐらいがどうかと思うんですけども、専門家ではございませんので、その件に関しては、これがベストというふうには、私にはわかりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 専門家ではないが、200人ぐらいがいいのなかという答弁だったと思いますが、今、このように、行っておられるのは374人ですか。やっぱり、これは倍近い生徒数なので、何とか改善の方向に向かうよう、また引き続き要望もしていただきたいと思います。

次に、児童生徒の通学の方法は、主にどのような通学方法になっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 主な通学方法は、スクールバスや保護者による送迎、また自転車等の自主通学もございます。ただ、詳細につきましては、管轄外のために把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 通学で、スクールバスが学校に到着したときは、本当に職員が大変だという声も聞いています。こうしたことも、県の施設ではありますが、また現状も把握いただいて、また県に改善をされるよう求めていただきたいと思います。

次に、J R篠原駅からの県立養護への通学路である県道の歩道整備について、県への働きかけで進展はあるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、6点目のJ R篠原駅から県立養護学校への通学路でございます、県道歩道整備の進展のご質問についてお答えをさせていただきます。

県道近江八幡守山線の歩道整備につきましては、道路管理者である滋賀県が平成19年度から平成25年度にかけて、野洲養護学校関連の歩道整備を進めていただき、歩道設置をされました。一部、用地の協力を得られない箇所もございまして、グリーンベルトの整備のみで、現在、事業の進捗がとまっている状況でございます。市といたしましても、国、県要望といたしまして、滋賀県に対しまして、歩道の整備の早期完了を要望しており、当該箇所を所管してございます南部土木事務所の協議、検討をしているところでございます。今後も引き続き、強く要望すると共に県と連携いたしまして、用地の確保に向け、交渉等を進めてまいりたいと考えております。

なお、J R篠原駅から県立養護学校に向かう一部地先は近江八幡市の地域が含まれておりますので、近江八幡市に対しましても働きかけると共に東近江土木事務所にも引き続き要望をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 引き続き問題解決できるように、またよろしく申し上げます。

次、平成29年度で県内の県立特別支援学校に通う通学に伴う医療ケアが必要な児童生徒数は146名でした。そのうち保護者が送迎されているのは52名で、障がい者の通学

を保障する実証研究の実施も行われてきましたが、野洲市では実証研究の対応はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、東郷議員の7点目の障がい者の通学の実証研究のご質問にお答えをいたします。

本市では、平成29年度に県教育委員会と県障害福祉課及び市教育委員会と市障がい者自立支援課の協議を経て、どのような方法が保護者の送迎に係る負担軽減を図れるのかを研究するため、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業を実施いたしました。野洲養護学校在学の対象児童生徒はその当時2名で、訪問看護事業所と移動支援事業所の協力を得て、本事業を行いました。

事業終了後に行った保護者や養護学校、サービス提供事業所などの関係者による検証のための会議によりますと、研究対象保護者からは、他のことに時間が使えてよかった、看護師が付いていることで安心して利用できたなど、保護者の負担軽減につながったことから、おおむね高評価であったものの、事業者からは朝のサービス利用の多い時間帯のため、移動支援事業所のヘルパーと訪問看護事業所の看護師の確保と日程調整に苦慮したこと、費用の面においては、福祉サービスのため自己負担や事業所の採算面などの厳しさがあることなど、事業実施に向けての課題も多く出されました。

この研究事業につきましては、平成30年度にそれまで県下で未実施であった4市町で実施され、県においての医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議を引き続き継続して開催されており、県教育委員会としては、令和2年度以後のできるだけ早い時期に本格的な医療ケア児童生徒の通学に係る支援が実施できることを目指しております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 以前、医療ケアで一般質問したときには、野洲市は取り組まないようなことを言っておられましたので、現在も2名、前進していると思いますので、また関係機関と協議をし、またこの点に対して医療ケアの充実を図っていただきたいと思えます。

それと、通学に伴う医療ケアは繊細で、難しいデリケートな面もありますが、通学保障と共に医療機関との連携はどのようになっているのでしょうか。また、連絡ルートのマニュアルはあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、再質問にお答えいたします。

もともとの医療的ケアに係る通学支援はどこが本来行うべきかという議論から出発をいたしました。先ほど、野洲市は当初積極的ではなかったというお話でしたが、そもそも通学保障に係ることですので、養護学校の所管である県教委が本来行うべきものという認識をしております、国の国庫負担制度もございます。通学に係る国庫負担ですが、その適用を受ける、受けないは別として、本来通学というものはその所管する学校の所管の1つに含まれておるという理解のもと、福祉の移動支援を使わせてくれということで、移動支援、それぞれ市町の判断による利用が可能、不可という判断ができるわけですが、余り範囲を広げますと移動支援そのもののあり方というものが問われてきますので、当時ですが、県内19市町の福祉部局としては、移動支援は積極的に使うべき手法ではないと、本来は教育委員会、特別支援学校が担う範疇であるということの立場から、ご質問のようなことになったわけですが、一方、看護師の問題につきましては、ただいまお答えをいたしましたように、その確保そのものも難しいというような状況の中で、県教委が今度本格的に令和2年度以降早い時期にとということですので、そこも含めて県の方がなされるものというふうに理解をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 連絡ルートのマニュアルはあるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 現在は、本市の方ではそのようなルートのマニュアルは持ち合わせておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 本来県のやる事業ですけども、連絡ルートのマニュアルというか、そういうルートの確立は、県も市も共有して持っていただきたいということを言いまして、またこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を午前10時45分とします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） おはようございます。

私からは、大きく3項目にわたって質問させていただきます。

これから梅雨時に入りますので、自転車事故がないことを願って、質問させていただきます。自転車保険加入の促進を求める取り組みについてお伺いいたします。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで、万一の事態への備えが必要であります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。

そのことを踏まえ、国は今年1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在、保険の補償内容や自転車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務付けるかどうか、検討を行っています。自転車は子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められております。また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されております。

公明党は10年、党内のプロジェクトチームを発足させ、自転車が安全、快適に走りやすい環境のあり方などについて活発に議論を重ねました。11年には、自転車専用信号や専用通行帯の整備に加え、交通安全教育の徹底や自転車保険の拡充などを盛り込んだ党独自の提言を発表しました。

17年12月に成立した自転車活用推進法の中に提言内容が随所に盛り込まれています。同法に基づく推進計画には、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されております。

自転車に関わる事故は、総数こそ減少をしているものの、自転車対歩行者に限ると年間2,500件で横ばいが続いています。近年は、歩行中の女性を跳ねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡

または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償が得られるのが特徴です。

しかし、保険に未加入だったために高額の賠償金を払わなければ、被害者は十分な補償を受けられずに泣き寝入りするしかありません。このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えています。いずれの自治体も、通学や通勤を含め自転車を利用する全ての人を対象になります。また、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入にしているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。

公明党は、全国の地方議会で自転車保険の充実や加入促進を求める条例づくりを推進しています。例えば、兵庫県では15年3月、全国で初めて保険加入を義務付ける条例が成立しました。公明議員が議会質問で保険加入の促進を訴えたのに対し、県側が条例制定を進める方針を示したことで実現につながりました。

同年4月には、県交通安全協会が損害保険会社と提携し、独自の自転車保険制度を始めました。保険料を含め年間1,000円から3,000円を支払うと、家族全員を対象に最大1億円まで賠償金を補償します。加入者は現在約10万人に上ります。

福岡県では長年、自転車政策を訴えてきた公明議員の主張が実り、自転車の安全利用と事故防止を目的とした条例が17年3月に成立、同10月に自転車保険の加入が努力義務化されました。兵庫県と同じく県交通安全協会が独自の自転車保険制度を創設し、加入者は1万人を超えています。

名古屋市では、公明議員が兵庫県などへの現地調査や地方議員同士の横の連携を通じて議会質問で条例制定を主張、市側が加入の義務化を含めて早期に検討していくと応じたものの、その後答弁とは異なる条例素案が示されました。このため、公明議員が修正の必要性を訴え、17年3月に自転車保険の加入を義務付ける条例が成立しました。

京都市では、10年に自転車の安全、安心な利用を促す条例が成立。これは公明党単独で議会に提出したもので、当時、議員提案の条例案が同市で初めて実現したことが大きな注目を集めました。

同条例は、全国で初めて市立小中学校で自転車交通安全教室の実施を義務付けると共に、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。この条例を改正し、18年4月から自転車保険の加入義務付けが始まりました。京都府城陽市は、昨年4月から、

市内在住の中学生を対象に自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用を補助しています。府の自転車保険加入の義務化に合わせスタートさせました。補助の対象となるのは、4月1日以降に加入、更新した保険、1世帯につき年額1,000円を上限に保険料に係る費用の2分の1を補助するものであります。

このように、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県政令市レベルでは24を数え、これに加え、3月8日には長野、静岡の両県議会で自転車保険の加入を義務付ける条例が成立するなど、制度化の動きは一層の広がりを見せております。

そこでお伺いたします。学校・園における自転車事故対策とその周知については、どのように取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 津村議員の自転車保険加入の促進を求める取り組みについてのご質問のうち、学校・園における自転車事故対策とその周知についてのご質問にお答えいたします。

まず、園では、保護者さんに対し、子どもさんを自転車で送迎される場合、命を守るという安全のために、子どもさんにヘルメットを着用させていただくよう周知徹底を図っています。

次に、学校では、保護者さんへ自転車保険の必要性について周知し、加入の促進に取り組んでいます。また、中学校ではヘルメットの購入費を教育委員会で補助したり、年度初めに通学用自転車の点検をするなど、事故の防止に努めております。

そして、学校・園共に子どもたちに対し、繰り返し交通安全教育を行っております。とりわけ、小中学生には自転車についての安全教育に重点を置いて取り組んでいます。また、その様子や内容を適宜、学校・園だよりやホームページ等で保護者さんや地域の皆さんにお伝えして、啓発に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今、ご答弁がありましたように、私もスクールガードしていて、ほぼ100%の中学生はヘルメットをしていて、非常に安心しているというか、徹底されているなというのを感じます。

あと、次の質問なんですけども、安全教育について、今、少しお答えになりましたけど

も、もう少し付け加える答弁とかありましたら、お聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校・園における安全教育についてのご質問にお答えします。

まず、園では、警察のお巡りさんに来ていただきまして、道路の歩き方、あるいは横断の仕方などについて実地指導などをしながら、交通安全教育を行っています。安全な自転車の乗り方の指導については、視聴覚教材を用いて、子どもたちが理解し、意識しやすいように取り組んでいるところでございます。

また、小学校や中学校では、子どもたちの発達段階に合わせて安全教育を行っています。具体的には、運動場にその道路のミニチュア版というんですか、そういう図を描いて、そこで練習をしたり、あるいはほとんど車が通らない校区では、その道路に出た実地指導とか、あるいは警察をはじめ、交通安全協会等の方から、ゲストティーチャーとしてお越しいただいて、子どもたちが安全教育への意識を高められるよう、工夫しながら実施しているところでございます。

特に自転車の安全教育では、子どもたちが被害者にも、また加害者にもならないよう、危険予測能力の育成やヘルメット着用の義務などの自転車安全利用5則というのがあるんですけども、ヘルメットをかぶることとか左側通行とかあるんですけども、その周知徹底に努めています。

さらに、小学校では毎年1校、野洲市給与所得者の会の協力を得て、実際にグラウンドを使って、お巡りさん等に来ていただいて、信号機も持ってきていただいて、歩道を描いたりとかいう中で、一人ひとり自転車に乗る指導をそこで受けているという、こういう取り組みも行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） さまざまな取り組みをされていると思います。少し気になる点というんですか、私もたくさんの中学生在が自転車で通学するのを見かけて、なかなか1列というのは難しいのかなと思うんですけども、並列であったり、3台が横になって走ったり、歩行者がそれをよけるというか、通り過ぎるのを待って、立ちどまっている状況とかが見かけられるんですけども、特に下校時は一斉に下校する様子が中学生の自転車軍団というんですか、結構、もうそれこそ場合によっては、車道を全部埋め尽くして中学生が自転車を乗っているという情景を見たこともあります。その辺、本当に事故につながって

ないと思うんですけども、その辺の指導、学校の方、私たちも見かけたら「1列で走ってね」という形で声かけはしていますけども、学校の方で、こういうことは事故が起きてからでは遅いので、何度も繰り返しの指導が必要だと思うんですけども、その辺の指導徹底はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 確かに子どもたちに関わる事故に関しましては、8割以上が自転車に絡む事故が報告が教育委員会に上がってまいります。そういう中で子どもたちの自転車の乗り方につきましては、たびたび地域の方から、今、お話があったように2列、3列で、特に部活のない1週間前とか中学生の一斉下校のときには非常に目に付くということになっておりますので、学校の先生方にもパトロールに行っていたりするんですけども、なかなかその部分が十分教職員だけでは徹底できないという部分もあります。地域の皆さんと連携をとりながら、事故防止には本当に努めていきたいというふうに思っております。

それから、やっぱり事故のそういう映画を見せるとか、そういうことも含めて、さらに安全教育の中身を考えていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

また、私たちもしっかりそういうところを見かけたら、注意をしていくようにしたいと思います。

次の質問に移ります。

市民の自転車保険の加入状況とその周知について伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問の市民の自転車保険の加入状況とその周知についてのご質問についてお答えをいたします。

初めに、各保険会社で取り扱う自転車保険についての市民の加入状況についてでございますが、これは把握ができないため、わかりかねますので、滋賀県交通安全協会が保険会社と提携をし、実施されている滋賀のけんみん自転車保険の状況についてお答えいたします。滋賀県交通安全協会に確認を行いましたところ、令和元年6月1日時点での市内の加入世帯数は630世帯となっております。

次に、周知についてでございますけれども、市の危機管理課及び市民サービスセンターの窓口において、この滋賀のけんみん自転車保険のパンフレットを設置して、制度の周知に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

それ、630世帯というのは少ないようにも思うんですけども、自転車によっては、私も安い自転車でしたので、すぐ廃車になって、廃車になる前に自転車屋さんに行ったら、この自転車は保険に入れませんかかって、入れなかったんですけども、そういう自転車があるということをご認識ございますか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） まず、自転車保険でございますけれども、630世帯、少ないのではないかとということですが、これについてはいろんな保険の特約がございますので、入っておられる方はいらっしゃるかと推測をしております。

また、自転車によっては保険に入れない自転車があるかないか、どのような自転車かというのはちょっとはつきりは認識しておりませんが、自転車を販売されたときには、小売業者等は自転車保険に入るようにということできっかりと勧められる、確認されておられますので、危険な自転車というのは販売というか、乗られないというように啓発をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。630世帯が少ないのかどうかというのは、多いかわからないということに。実際、セットで何かそういう特約みたいなので入っているということが考えられると思います。

次に、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体が広がりを見せていますけれども、どのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体の広がりについて、どのような認識かというご質問についてお答えいたします。

滋賀県では、自転車に関する事故防止を図りまして、県民が安心して暮らすことのでき

る地域社会の実現を目的として、平成28年2月に滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されておりました、この同年10月に同条例で自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられております。

議員がご質問の中で述べられましたとおり、自転車保険加入の義務化や促進は広まってきていると認識しております。市においても、今後一層の制度の周知や自転車安全利用の啓発が必要であるとも認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。

次の質問ですけれども、自治体の自転車保険加入の促進の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 5点目の自治体の自転車保険加入の促進の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

県におきましては、自転車保険加入が義務付けされている状況を踏まえまして、市においては、引き続き滋賀のけんみん自転車保険の制度の周知や自転車安全利用の啓発を実施していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 先ほども申しましたけれども、これから梅雨の時期に入って、雨の中の運転と傘差し運転とかは本当なら厳禁というか、やっちはいけないんですけども、やっぱり結構見かけたりします。携帯を持ちながら片手で運転とか、あと、イヤホンをしてながら運転とか、そういうことも含めて、そういう自転車の乗り方が防げるようなそういう周知とか、そういうことは、普及啓発に取り組むこととかは、市としては考えられていませんか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 自転車の危険な運転などの徹底とか周知啓発のことのご質問にお答えいたします。

自転車のこの法律もありますし、また条例ができましたことから、守山野洲交通安全協会などが自転車安全利用指導員というものを設置いたしまして、自転車の安全確保を目的

とした広報、あるいは教室等を開いておられますので、今後こういった団体と警察も含めて連携して、自転車の利用啓発については実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。くれぐれもないように、私も声かけ等をして、そういう事故が起きないように、またしっかり検討していきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

冷水機（ウォータークーラー）整備についてであります。

近年、地球温暖化の影響による異常気象が騒がれるようになり、夏は記録的な猛暑となることが多くなりました。今年も5月から猛暑日が続くなど、異常気象が発生しています。そこで、懸念されるのが学校・園における熱中症です。熱中症による重篤な症状の生徒や児童を出さないために、大切な子どもたちを預かる学校としては、万全な熱中症対策が必要であります。

厚生労働省においては、健康障害を防ぐために水を飲むことを推進する活動が行われており、注意喚起がなされています。中でも子どもやお年寄りには体温調整機能が低く、喉の渇きに気付きにくいので、注意が必要です。しかし、夏場の水道水の水温は25度以上あり、熱中症対策には効果が弱く、暑い時期の水分補給は冷たい水をいつでも飲める冷水機（ウォータークーラー）が健康トラブルの未然防止に有効です。また、環境省が定める「熱中症関係保健マニュアル2018」でも、飲料水は5度から15度の水温が体内に吸収がよく、冷却効果も大きくなりますと記載されています。

こうしたことから、夏場の暑さが増しており、水道水では飲みづらい子どもも多く、文部科学省の施設整備指針には冷水機に関する規定がないものの、小まめな水分補給が何より大切と考えて、多くの自治体で冷水機の整備が進んでいます。

そこで、本市における学校・園での熱中症対策として、現在実施している取り組みについて伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それでは、津村議員の学校・園での熱中症対策についてお答えをいたします。

熱中症対策については、議員のご指摘どおりと認識しております。4月、5月からの早目の熱中症対応について指示をしています。加えて学校では、朝ご飯食べる、睡眠を十分

にとって体調を整えるなどの指導をしています。「熱中症環境保健マニュアル2018」などの冊子を参考に努力に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次の質問ですけれども、水筒持参を補うものとして、子どもたちが暑い夏場の運動後などに冷たい水が十分飲めるように学校体育館に冷水機を設置してはどうかと考えますが、見解をお願いします。また、検討にあたっては、小さな子どもでも踏み台なしで使用できる高さが求められることや避難所として利用されることも想定されることから、バリアフリー対応の冷水機が必要ですが、あわせて見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 体育館に冷水機を設置することについてお答えをいたします。

現在、学校・園にはエアコンが設置されているため、冷水機の設置は考えておりません。運動後はエアコンがきいた教室で休憩をしております。特に夏場は多い目にお茶を持ってくるように指導をしております。また、バリアフリー型対応の冷水機の設置についても、現在のところは考えておりません。また、避難所対応ということであれば、別途対応となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） エアコンがきいているということで、体育の授業とかは外でやるので、非常に水分が要求されると思うんですけども、これからまた運動会等、体育祭等あると思うんですけども、私もある運動会に寄せていただいて、大体1時間置きぐらいに司会の方から水分補給タイムですとか、そういう促しのアナウンスが何度もありました。私は、30度以上の中で子どもたちが、生徒さんが運動するということはかなりの水分の補給がないと健康が保たれない状況があると思うんですけども、まず水筒を持って行って、水筒がなくなったらどのような形、水筒を2つ持っていく子はいないと思うんですけども、そういう、例えば学校での水道水は飲んでいる子はいないと思うんですけども、また飲めるようには指導していないと思うんですけど、その辺、水が足りないというか、お茶とか持っていているという状況でも、足りない子どもたちのそういう訴えがあったりしたら、どのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 運動会等の行事の場合は、大き目の水筒を持ってくるように指導をさせていただいております。また、平素お茶等が不足した場合は支給をさせていただけるようにしております。また、保健室の方には保水液、熱中症のときに飲むお水を用意しておりますので、一応、そういう対策をとっております。

以上でお答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） では、熱中症対策で児童や生徒さんがそういう健康障害にならないとか、そういう、ちゃんと保たれているというふうに認識させていただきました。

それでは、次の3項目めの質問に移りたいと思います。

フレイル予防対策についてであります。

加齢に伴う虚弱化の予防、いわゆるフレイル予防についてであります。まず、今後の健康づくり、介護予防を進めていく上で根拠となる大事なレポートをご紹介しますと思います。それは東京大学高齢社会総合研究機構特任教授の秋山弘子氏が2010年に発表した「長寿時代の科学と社会の構想」であります。このレポートは全国の60歳以上の男女約6,000人を対象に1987年から20数年間にわたり、加齢に伴う生活機能の変化を3年に1回の訪問面接調査にて実施したデータをもとにしております。そして、その変化にパターンがあることを述べ、今後の課題を明らかにしたものであります。

自立して生活できる能力の加齢に伴う変化の典型的なパターンを男女別に示し、秋山氏は次のように述べております。

「男性では3つのパターンが見られた。2割の男性は70歳になる前に健康を損ねて死亡するか、重度の介助が必要になった。超高齢社会の若死にであります。80歳、90歳まで自立を維持する人が1割、大多数の7割は75歳ごろから徐々に自立度が落ちていった。女性では実に9割の人たちが70代半ばから緩やかに衰えていった。男性は脳卒中など疾病によって急速に動けなくなったり、死亡する人が多いが、女性は専ら骨や筋力の衰えによる運動機能の低下により、自立度が徐々に落ちていく。男女合わせると約8割の人たちが人生第4期に入る70代半ばから徐々に衰え始め、何らかの介助が必要になることが明らかとなった。同時に、後期高齢者には介護の対象というイメージがあるが、大多数の人たちは多少の助けがあれば、日常生活を続けることができるという実態も把握できた。当面、重要な研究課題は2つある。第1の課題は、健康寿命の延長である。人生第4期を先延ばしにすることとも言える。もう一つ重要な研究課題は、高齢者人口の高齢化により

確実に増加が予測される介助の必要な高齢者の生活を支援する社会インフラ整備である。多くの高齢者がぴんぴんころりを願望するが、実際にはなかなかそうはいかない。徐々に身体や認知能力が低下し、医療や介助を必要とするときが来る。誰もが住み慣れたところで安心して自分らしく年をとることができる生活環境を整備するためには、住宅や移動手段などハードのインフラと医療と介護、年金などの社会保障制度や希薄化した人のつながりづくりなどソフトなインフラの両方に取り組む必要がある」と。

さらに、こうも述べております。「人生50年時代と人生90年時代の生き方は自ずと異なる。人生が倍近く長くなっただけでなく、人生を自ら設計する時代となった。これまで画一的な人生モデルや社会規範としての力を失いつつある」「人生第4期という新たなライフステージも充実して、幸せに生きるための指針を示しては」と指針の策定を提案しています。

大変貴重な資料であります。高齢期の加齢による生活機能の変化が3つのパターンに分かれることを示し、今後の健康づくりと介護予防で重視すべきターゲットとその時期を明確にしたのです。また、指針の策定についても必要かつ有効な提案であります。秋山弘子氏の「長寿時代の科学と社会の構想」をご紹介させていただきました。

人生100年時代と言われますが、日本人の平均寿命は確かに毎年少しずつ長くなっていますが、健康寿命も少しずつ長くなっていますが、その差が徐々に開いているということです。つまり、要介護期間が徐々に長くなってきているのです。日本でこれから最も増えるのはこの75歳以上の人口です。2030年には全人口の約2割が75歳以上になります。そして、75歳以上の世代の8割近い人は自立した生活が徐々に困難になって、介護を必要とするようになることが予想されるのです。したがって、徐々に生活機能が低下する虚弱化（フレイル）をもう少しでも遅らせ、たとえ2年でも3年でも健康寿命の延伸を図っていくことは喫緊の課題となっています。秋山弘子氏のレポートはそんなことを可能にする大きなヒントを私たちに与えてくれたのであります。

フレイルという言葉の意味について、改めて確認しておきたいと思います。フレイルとは、年をとっていく過程で足腰が思ったように動かない、転びやすくなった、友達と会わなくなった、やわらかなものばかり食べているなど、日常的なささいな兆候から始まる虚弱な状態をいいます。そして、その対策として「予防基準を設けよ」と東京大学高齢社会総合研究機構の神谷哲朗氏は述べています。

40歳から75歳の現役を対象とした生活習慣病の診断基準があるのに、今後75歳以

上の人が急激に増えてくるのにその世代の予防基準がありません。市民に行動変容を促すにはまず基準を設けて自分事化していくことが必要であります。もっともな指摘であります。予防について、具体的には、人が自立して生きていくための基本的な機能である、食べる、歩く、人と会話することにターゲットを置いたもので、適切な栄養の摂取、体力の維持・増進、社会参加の促進を進めることであります。健康長寿のために3つの柱とされておりまして。

そこで質問します。加齢に伴う虚弱介護を遅らせ、健康寿命の延伸を図るのか、基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のご質問の3番目、フレイル予防対策の1点目の健康寿命を延伸するための基本的な考え方についてのご質問にお答えをいたします。

健康寿命の延伸を図るためには、まず第一に個人の生活習慣の改善と個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ることが必要と考えております。ここで言う社会環境の改善とは、例といたしまして、健康に配慮した食事を提供するお店、あるいは施設等の取り組みを進める、多くの人々が利用する場所での受動喫煙対策を進める、運動しやすいまちづくりを進めることなどをいいます。

これらとあわせて、身体の働きや精神の働きである心身の機能を維持することが必要です。そのことが社会生活を送るための機能を維持することとなり、高齢者が介護を必要とする状態になることを予防し、もって健康寿命の延伸につながると言われております。

さらに、健康のための資源、具体には保健、医療、福祉等のサービスを指しますが、これらにつなぎやすくすることや社会参加の機会を増やすことも健康寿命の延伸につながるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 野洲市にこのほほえみやす21健康プランというのがありまして、非常にこれを読んでみますと、健康寿命が間違いなく延伸できるというふうに確信しております。具体的には、何か庁舎なり、またそういう、私も毎日というか、庁舎に来たときには階段を使うようにしているんですけども、職員のそういう声かけとか、そういうのは行われているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再質問にお答えいたします。

今、ご質問を受けた内容そのものの呼びかけというのは、うちの方からは行っておりませんが、人事課の方で各それぞれ職員研修の中で健康問題であったり、人権問題であったり、いろんな分野の研修が毎年行われております。そういった中で、また人事の方では健康相談、それはハートの方も含めたこともあるんですが、いろんな分野で行っておりますので、そういった中で、健康のうちの体づくりという点では、研修の中で広く、一般的な啓発として行われているということをご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。そういう周知がされているということでお伺いいたしました。

次の質問ですけれども、このフレイル予防についての普及啓発はどのように取り組まれているか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、2点目のフレイル予防についての普及啓発の取り組みについてお答えいたします。

まず、各地域の老人クラブ、ふれあいサロン、いきいき百歳体操の参加者を対象に、栄養、運動、社会参加等、フレイル予防のための知識の普及を目的といたしまして、出前講座を管理栄養士、あるいは保健師が行っております。

フレイル予防のために必要なご質問でもありましたのは、3つの柱に応じてお答えの方をさせていただきますが、まず適切な栄養摂取に関する個別の指導といたしましては、40歳以上の方を対象にした生活習慣病予防やその重症化予防等に関する個別健康相談の中で、フレイル予防を取り入れた栄養指導を行っています。また、要支援認定者及び総合事業対象者におきましては、栄養に関する課題のある方には管理栄養士が訪問し、フレイル予防のための栄養指導を行っています。要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防サービス計画に対して多職種の専門家による助言を行う個別地域ケア会議では、管理栄養士等が対象者の栄養状態を聞き取り、フレイルを予防する食生活についてのアドバイスを介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーやプランナーの方にサービス計画作成者に対して行っております。

次に、体力の保持・増進につきましては、身近な場所で行ういきいき百歳体操の活動が継続できるように実技指導や、あるいは体操に使用するおもりやビデオの貸し出し等を行い、支援を行っております。

3点目の社会参加促進を進めることもフレイル予防のために重要であると考えておりますことから、いきいき百歳体操、老人クラブの活動、ふれあいサロンなど、通いの場への参加は楽しく活動でき、近隣の方や友人との交流ができる機会となるため、市民に活動の周知を図り、多くの方が参加できるように努めているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

次の質問も重複するかもわかりませんが、この秋山氏がレポートの中で提案していた指針の策定で、高齢者が健康で生き生きと暮らせるためのハード、ソフトあわせた指針の策定が必要であると言われております。本市において、ハード、ソフト面で具体的にどう取り組まれているかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいま質問のハード面、それからソフト面の取り組みでございますけれども、まずハード面で必要なのは、高齢者のニーズに即した安心、安全な住まいが必要であると考えており、関係機関と連携を深めながら、高齢者や、あるいは障がい者なども、誰もが安心して住み続けられる住環境の整備を進めているところでございます。また、人と交流できるよう、個々の状況に応じた移動手段の整備が必要と考え、利用しやすいコミュニティバスの整備の増設なども進めているところでございます。

ソフト面におきましては、高齢者が働く場の確保が必要だと考えております。就労は人との交流の機会ともなりますし、地域の支え手となることも期待されております。例えば、ハローワーク野洲での就労支援、あるいはシルバー人材センターにおいて高齢者が生き生きと働ける場づくりを担っていただいております、その支援の方もしておる状況でございます。

また、人のつながりをつくるために、地域や市民グループ有志による支え合いの仕組み、つまり生活支援体制を発掘、充実させたり、新たに立ち上げたりする取り組みの方も重要であると思って、進めております。百歳体操やサロンにつきましても、居場所づくりの1つとして、社会福祉協議会と連携を保ち、行っている状況であります。

そして、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、医療、看護、介護関係

者による地域医療あり方検討会において、切れ目のない医療と介護の連携を進めるなどの取り組みを行っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

私が住んでいる隣の自治体で、去年立ち上げた社会福祉協議会が発行されたのに写っていました自治会のサロンが発足されて、本当に自治会長さんが尽力されて立ち上げられて、ご様子をうかがうたびにその高齢者の方が喜んで参加する、そのいきいき体操も、カラオケやったりとかして。本当に立ち上げるのは非常に大変なんですけども、この食べる、歩く、人と会うという、そのことが全部網羅されているので、もっともっとまた市としても広げていかなければならないなというふうに。私も地元の自治会で立ち上げようと思っているんですけども、なかなかそんなところへ行くまで、まだそこまで行っていない人ばかりやからとか、そういう感じで言われて、なかなか立ち上げられないんですけども、また隣の自治会を参考に広めていきたいというふうに思っております。はい、いいです。

最後の質問に移ります。

ほほえみやす21健康プランに行政の取り組みが紹介されております。その中で野洲市立地適正化計画と連動させ、下記の取り組みをします。中心拠点であるJR野洲駅周辺、地域拠点である北部合同庁舎を中心に、防ぐ仕組みづくり、集まる仕組みづくり、歩く仕組みづくりを進める。この拠点周辺での都市の魅力、機能を高め、公共交通の利便性を高めることで自家用車に依存し過ぎない環境を構築し、歩く外出機会への状態を促すとあります。現在までの進捗状況を伺います。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 4点目のご質問のほほえみ21健康プランの野洲市立地適正化計画と連携した取り組み状況のご質問についてお答えを申し上げます。

都市建設部が所管し、平成30年6月に公表いたしました野洲市立地適正化計画では、コンパクトシティの進捗状況を可視化するために目標値を設定しており、健康福祉部の所管するほほえみ21健康プランに掲げる目標値、徒歩10分のところへ徒歩で行く人の割合の増加と方向性を共有し、その関連性のある施策を計画期間において長期的に展開していくものとしてございます。

立地適正化計画では、都市機能や居住機能を維持、確保するための3つのキーワードで

施策を分類し、各事業を位置付けております。

その主な事業の進捗状況は、都市拠点への医療機能の整備を中心とした防ぐ仕組みづくりでは、野洲駅前南口での市民病院整備を進めております。

拠点のにぎわい増幅に向けた集まる仕組みづくりでは、市民病院周辺における交流商業施設や市民広場の事業化に向けた取り組みを検討してございます。

拠点利用を高めるための歩く仕組みづくりでは、野洲駅南口広場や北口広場の整備、県道野洲停車場線の無電柱化や街路等の整備、歩道のバリアフリー化を順次進めておりまして、バリアフリー化による歩道の拡幅により、歩きやすい歩道空間を確保しております。

これらの各施策は、2040年度を長期の目標年度といたしまして、その評価指標として、医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率、市民の外出率、歩行量を位置付けしておりまして、コンパクトなエリアでのサービスの提供とコミュニティバスの充実による公共交通の連携により、生活の中で自然に歩くことが取り入れられたまちづくりを進め、健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進することとしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ご丁寧にありがとうございます。

今後まだまだこれからそういう仕組みづくりが進められると思うんですけども、個人の努力として、私も庁舎になかなか歩いてくるのはできていませんけども、駅を利用するときは駅まで歩いたりして、健康促進につなげているところであります。まだまだ、大体1万歩を歩く目標にするんですけども、なかなか毎日1万歩にならない。7,000歩ぐらいとか、そういう形で個人としても歩く意識というのを持って、また歩きたくなるまちを目指していくとか、そういう都市づくりとか、まちづくりが必要ではないかと思っております。というのは、三上山に登っている私の知人が「今年、5回登りました」とか言って、登られていますけども、そういう駅から三上山に行く順路とか、もちろん街並み、妓王井川であったりとか朝鮮人街道であったりとか、そういう歩きたくなるようなまちづくりとかいうそういうことはどうでしょうか。考えておられませんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 今、歩きたくなるようなまちづくりというところでご質問でございますけども、いろんな今の史跡名勝もございまして、よりよい歩道整備、そして歩きやすい道路というところで、今、野洲市内それぞれの場所で歩道整備、いわゆる拡

幅なり、整備を今後とも続けてまいりたいと思っておりますし、なかなか今の状況の中ではサインなりを使いまして、誘導しようというところが限度かと思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

個人で努力するのはもう当たり前のことなので、ただそういうハードな面でそういう景色なりいろいろ楽しめるような、そういう楽しんで健康増進につながるように、私も自らまたたくさんの市民の方に声かけをしていけるように努力してまいりたいと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第8号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、新誠会、山崎敦志です。

2点、交通、その他について質問させていただきます。

去る5月8日、大津市内で起きた事故に対して、その後も園児に対する、ないしは通園児に対する事故が多発しています。それに対してお見舞い申し上げると共に、今回大津で発生した事故以前、京都府亀岡で発生した事故、登下校に車が突入する事故がありましたけれど、それ以来、点検を各自治体でやられておられます。本市においても、野洲市通学路交通安全プログラム対策必要箇所を野洲市通学路交通安全対策推進会議で検証されています。そこには、通学路ですから、学校、地域は含まれていますが、園が含まれておりません。今回、悲惨な事故をもとに市内の公立、民間14園に対して園外保育に係る緊急安全点検の取り組みを進めているという報告を受けました。

このアクションについて伺います。

1点目、緊急安全点検等について、5月8日、9日に園外保育時の安全管理の徹底を依頼、園外保育のルートの点検を依頼という指示が出ておりますが、これは園、所の職員に出されたのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、山崎議員の交通安全点検等についてのご質問の中の交通安全園外保育時の安全管理及びルートの点検等の実施先についてのご質問にお答えします。

今回、調査いたしましたのは、5月8日から10日までの点検の実施については、市内の公立園9園と民間園5園の、日ごろから園外保育のルートを歩き、状況を熟知している

職員、保育士の方に調査の方を依頼したものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 本来、それが一番ルートの正しいルートかも知りません。私ら企業にとっては、事故が起きた場合にその場所にいる作業員、グループで見ても危険箇所は見えないんです。だから、他部署からそういうのを見に行くとか、それまでのいろんな情報とか、そういうものを先入観を持たさず自然と共有できるような形での点検ということは今回想定されなかったのか、質問したいです。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、一時的に、先ほど私が申し上げました、そのルートを熟知している保健師が現場の方を歩きながら確認をして、それを全て私どもの方にこども課の方に集約いたしまして、山崎議員がおっしゃるような関係部局ですね、道路の管理者とか、あるいは各安全機器とかの部署もございますし、あるいは通学路との交差している部分等もございますので、その庁内の関係機関は、その出てきた報告書に関して学区ごとに協議の方をやる予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

じゃ、それではまた、先ほど言いましたように、野洲市通学路交通安全プログラム、過去から危険箇所と指摘され、ハード対策もできていない交差点等が園外保育のコースに入っていないか、そういう報告は出た時点でまとめられると思うんですけど、対応はどのようになっていますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 2点目のご質問でございますけれども、園の方から上がってきた危険箇所の数といたしましては、75カ所危険箇所の報告を受けております。そのうち、ご質問ございましたけれども、通学交通安全プログラムの危険箇所として位置付けられて、ハード対策の方が未了であった箇所との重複につきましては、12カ所が報告が上がっております。

それと申しわけございません。私、1点目の答弁で、調査実施者、「保育士」を「保健師」と言い間違えました。申しわけございません。訂正して、おわび申し上げます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

新たに見ていただいて75カ所、そのうち、今まで12カ所が議題に上がっていると、点検していただいたんですけど、次のところでは本来道路管理者、関係者との調整協議、また年度内中に可能な範囲で適時安全対策を実施するとありますが、野洲市通学路交通安全プログラム作成で現場確認、意見交換を実施されていると思うんですけど、今回、そういう新たに12カ所見つかったところというのは、そういうプログラムの中にも今後入れていかれるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） ただいまの山崎議員の交通安全対策推進会議を招集して、見解を問われるかについてお答えをいたします。

野洲市は、小学生の通学路及び中学生の通学途上の安全向上のため、対策を関係機関と連携しながら進めるため、野洲市通学路交通安全プログラムをつくっています。通学路交通安全対策推進会議は、プログラムにおいて立てた計画の進捗状況を管理すると共に、継続的に見直しなどの検証や充実を進めるために設置しています。7月に行う第1回目の会議では、園外保育は議題とはいたしません、園外保育に係る緊急安全点検等の調査の結果も踏まえて、会議を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 私の方もこのようなもので対象者が教育委員会とか学校関係、PTA代表とか、そういうものが入っているんです。だから、通学路といっても園児が通るのも通園のコースになります。やはり、私らがいつも言われるのが子どもの目線で見たとときにどうなのかというのが大きな問題で、やはりその辺も含めて保護者、その辺の意見をもっと参画してもらって聞いていただく。だから、メンバーが上がっているけど、多分会議のときに出ておられる人がそこまで真剣に出ておられないと思います。充て職でPTAの役員が出ておられる、そういうような感じがします。その辺は小さな声も拾い上げて、プログラムを作成してもらいたいと思います。

じゃ、時間がないので、次、行きます。

亀岡市で発生した事故同様に、国の方についても、通学路を園外保育、園、所付近の交

差点を重点箇所として緊急点検をすると。この事故後、滋賀県で国会議員の先生方が言われているのは、緊急対策費を政府に求めるとか知事が国土交通省の石井大臣に交差点の安全対策への財政支援を要求されています。そこで、今、いろんな点検をしていただいて、野洲市として、関連機関へ安全対策要望を提出する検討は実施されるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の市として関係機関等へ安全対策要望書を提出するということは実施されるのかというご質問についてお答えをいたします。

安全対策要望書の提出につきましてでございますが、滋賀県では、既に主要な交差点において緊急の点検を実施されておりまして、今後園外保育に関する緊急安全点検等を踏まえますと共に、自治会などからの要望等を踏まえまして、県が点検対象とされていない交差点について要望書を提出したいと考えております。

また、交通安全対策に係る交通規制要望についてですけれども、毎年5月に守山警察署に対して提出し、要望を行っておりまして、要望の箇所については、地元自治会や通学路交通安全対策推進協議会などからの点検結果や見守り結果を集約して、要望を実施しております。また、定期的な要望だけでなく、要望箇所の交通規制の実現に向けて、適宜必要に応じて守山警察署と協議を実施しているところでございます。さらに今回の園外保育に係る緊急安全点検等の結果を踏まえまして、必要な交通規制の実現に向けて、強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり、県の方の対象は、やっぱり交通量とか、そういうものがありますけれど、やはり地元要望も含めて、その危険箇所を絞り込んで要望を提出してもらいたいように思います。

じゃ、次、ほぼ回答を受けておるけれど、市内全域の危険は予算措置、道路管理者等との協議が必要であるが、県道に対するハード対策を進めるためにも早い行動が不可欠であるというように思います。今、お願いしたようなことですので、例えば8号バイパスの関係で、地元が通学路を要望したときに、子どもの安全を要望したところ、歩道を設置するというので、その住居から一定の広い道まで歩道が設置されるようなことが今回実施されるんですけど、こういうような、道路管理者に対する要望というのはなかなか難しいと

いうことを聞いているんですけど、今後、先ほども言ってもらいました危険箇所が出た場合、具体的にどのような行動をとられるか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、5点目の県道に対するハード対策について早い行動が不可欠であるのご質問についてお答えを申し上げます。

大津市の事故を受けまして、国土交通省より5月13日付で道路管理者と都道府県警との合同点検の通知がございまして、滋賀県においては5月16日より点検の開始をされております。南部土木事務所管内におきましては、5月22日に順次点検を進めておりまして、野洲市内では点検対象箇所となる1日当たり交通量1万台以上の交差点29カ所が整備点検されております。

今後、点検結果を踏まえまして、対策が必要な箇所の抽出や対策の実施を検討されますけれども、市としましても、先ほど市民部長より回答させていただきましたとおり、県の点検対象となっていない交差点の要望書を早期に提出したいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

市民部長も都市建設部長も、やはり道路交通量というのが一番の課題ということで、6番目は例としてこういう交差点という三上の小学校前の交差点、右折信号、変則という形で現場の状況を撮った写真を付けさせていただきました。これは長年の課題です。三上の地域で公的な施設、小学校、三上こども園という地先の付近の、8号バイパスが完成すれば、どのような交通量になるかわかりませんが、今後、こういうものについても例として挙げさせていただきましたけれども、車の交通量よりも実態としてこういうものがあるということで、どのように考えられているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） どのように考えているかということでございます。三上小学校前の交差点につきましては、市としても危険箇所と認識しており、当該交差点は県の緊急点検29カ所に含まれておりますので、今回の点検結果を踏まえ、横断歩道の待機エリアの安全確保など、可能な対策を早急に検討していただくよう滋賀県に要望してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。時間がないので、次へ行きたいんですけど、どちらにしても、今の交差点、三上では通学時に櫻のところで死亡事故が起きてから保護者がかなり神経質になっていますので、よろしく願いいたします。

あと5分、最後のところに入ります。

これは今後の計画ですけれど、三上こども園駐車場について、農協の倉庫跡地を三上幼稚園の駐車場に開発されました。地元からは整備ができていない、排水が悪い、石が飛ぶ等々の意見がございまして、整備してほしいという要望が出ておりまして、拡張するときに整備をしますということで地元は了解しております。その拡大するために地権者の用地交渉が不調に終わったと市長から聞いておりますけれど、地元の自治会の者は積極的に協力したいというようなことを言うておりますので、その辺を理解していただきたいのと、もう1カ所は工場が運営されていた土地があくというお話が出て、懇談会の中でそちらの方も検討しているということをおっしゃると。地元としては、あくまでも当初、計画してもらった駐車場の拡大、並びに今回と同じような県道に接続する場所に対して歩道を付ける要望を県にしてほしいというようなことですが、今後の地元への以前から取り組まれた内容等、今後新しい方法が出てくることに対して、地元への説明、地権者への話し合い等々、どのような予定をされているか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、山崎議員の三上こども園駐車場についての質問にお答えさせていただきます。

駐車場の整備進捗につきましては、昨年8月の議会において、山崎議員が一般質問で問われたそのときの答弁以降、未舗装駐車場の拡張等について、地元自治会役員様の方に説明を行いながら、検討を進めておりましたけれども、昨年度末に新たな候補地が浮上してきたことから、今年度に入って、地元自治会の役員さんに説明させていただき、また市長も三上学区の各会議に出席された折には、その新たな候補地等の説明についても行っているところでございます。

現段階におきましては、県道向かい側の駐車場につきましては、未舗装駐車場であり、先ほどおっしゃったように排水の問題、それから用地を取得して拡張整備、あるいは県道の歩道整備等の課題がございまして、三上小学校裏側候補地につきましては、通行制限、そして敷地内の現存建物の取り扱いなどの課題がございまして、幼稚園利用者の安全を第一

に考えながら、費用とそして効果について、現在検証を行っている最中でありまして、できるだけ速やかに全体の方向性を定めまして、地元自治会に説明の方を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、三上の自治会、小さな自治会が5つ集まっています。その1つの自治会、今、市の方に積極的にイノシシ対策とか交通安全とか町内の道路規制とか、そういうものをいろいろと、住みよいまちづくりをするために積極的に活動している地域です。やはり、協力は惜しまないということを地元が言っておりますので、できるだけ詳しい情報を地元へ流してやっていただいて、事業を進めてもらいたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩をします。再開を午後1時とします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

野洲市民病院整備事業の現状と今後について、野洲市立病院開院に向けた取り組みと課題と題しまして、質問をさせていただきます。

いよいよ7月1日に現野洲病院を市立化するに伴い、最終段階を迎えつつあります。特定医療法人社団御上会野洲病院からの事業承継が進む中、医師の確保、職員体制の充実、野洲病院の経営健全化、同時に市民病院施設整備、住民訴訟の提起による風評被害など、まだまだ課題や最終の整理に追われているのが現状だと思います。しかし、一連の市立化や市民病院整備事業は、多くの市民と守山野洲医師会など、関係団体の大きな期待と支援に支えられ、一步ずつではあっても着実に前進をしております。承継には、民間病院からの移行という特殊用件を抱えていることや訴訟による司法の判断が関与せざるを得ない現状など、道行きは大変ですが、野洲市には地域医療になくてはならない中核病院は絶対必要であります。事業を全力で進めるべきであり、多くの市民は期待をしています。

さて、5月21日には野洲市民病院整備事業特別委員会が持たれ、市民病院整備担当課から事業承継など、現在の説明を受けました。そこで、市長に3点お伺いいたします。まず、1点目、特別委員会の翌日の22日には各新聞社が思い思いの記事を掲載しましたが、誤解を招く表記もあり、新聞を読んだ市民から不安の声も届きました。まず、誤解を受けかねない新聞記事について市長の見解をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の野洲市民病院整備事業に関しますご質問のうち、まず去る5月の特別委員会に係る報道についての見解の問いかけにお答えをいたします。

報道というのは公器と言われておりますように、公の器で、民主主義のために本当に大事な機能を持っております。そのために一定の特権と申しますか、一般市民が入れないところにも入って取材ができるのかということですし、私もそこは大事だと思っておりますので、まちの出来事、政策決定に関わることは全て公開で議員の皆様にお知らせすると共に、報道機関というよりは、その支えておられる市民にお伝えするという事で全て同時に公開をしています。いいことも悪いことも当初からやっております、ようやく悪いことも出すという風潮が、野洲市が率先してきたと思うんですけども、出しております。

去る5月の特別委員会での病院に関する報道でありますけども、具体的に資料にしてお示しをしましており、全く間違いが幾つか書かれております。当然、誤解だけじゃなしに、岩井議員がおっしゃったようにまさに不安をあおるような記述ではないかなというふうに考えております。

この報道機関につきましては、特別委員会の取材だけではなしに、その後、担当課に来て、担当者から、責任者からの取材をしているわけですが、担当者に聞いてみますと、言っていないことを書いているということですから、これ、まさに公器の名に恥じる行いではないかなというふうに思います。これは民主主義の、大きく言えば危機かと思っております。この報道機関に関しましては、従来からも何回か間違った記述がされています。口頭では担当課長からも言っているんですけども、全然改まりません。ということで、かといって、こちらからこれ以上のことはできませんので、正確な情報を出すということによって対応していますが、誠に残念なことかなというふうに思っております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当に報道機関というのはひとり歩きをいたしますので、記事になりますと、大変重要な仕事をされているんですから、しっかりと真意を表記していた

だきたいと、このように思います。

2つ目、7月1日から市立化をされますが、アピールするために、例えば外見からの違いが歴然とわかるような看板等の差し替えとか表記等について変えていかれるかどうか、市長にお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 7月1日からの市立病院の開院に関しての対外的な、いわゆるアピール、あるいは告知の問題ですが、従前から申し上げていますように、まずは医療の内容を引き継ぐということを優先して、割り切りまして、基本的な物品、物はそのまま引き継ぐということで、いわゆる中身をきちっとしようということですが、ゼロというわけにいきませんので、今、たちまち考えていますのは、正面玄関にあります野洲病院という、いわゆる看板ですけども、これについては野洲市立病院なり、そういった名前にささやかではありますが、そこに経費をかけてやろうというふうに思っていますし、いわゆる除幕式、セレモニーとしてもやりたいなと思っています。

ただ、新幹線から見える屋上といいますか、高いところの看板まで変えるとなると、相当な経費がかかりますから、もう使用期間が2年前後ですから、そこまでは及びませんし、申し上げていますように、診察カードですとか、そういった細かいものについても従前のものを引き継いでというふうに考えております。

その一方で、やはり職員は立場が変わるわけですし、当然、診療体制も変わりますから、いわゆる刷新ということから、7月1日に開院式を限られた時間でありまして、考えておりまして、既にご案内をしてくれていると思うんですが、市議会の皆さん方、議長をはじめ、皆さん方へのご招待とこれまでもご支援いただいて、今後もお支援いただく滋賀医科大学学長等々、専門家の方々、医師会の会長さんですとか、そういった方々にも招待状を送らせていただいて、ささやかな開院式を開くと共に、職員と患者さん、市民に対しても私からのメッセージを出させていただきたいと思っています。

このメッセージというのは、従来から積み上げてきました駅前の病院を前提としてのメッセージでありますけれども、市民のための医療を確保するというところで、まさに市民に向けた専門性の高い、そしてその中での中核的医療機関としての高度な医療をきちっと丁寧、また親切に提供すると。そのために医療スタッフはきちっと自覚を持って職務に励んでいただきたい、そういったメッセージを出す、15分か20分ぐらいのセレモニーをすることによって、今、お問いかけのハードウェアの装備は最小限にしておいて、そうい

ったモラルな式、あるいは働きの部分での刷新を図る取り組みは行いたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは市長が言われましたように、ハードウェア面では大きく変えたりすることはないけれども、モラルの方で刷新をしていくということで、入り口の看板だとかを変えらるということですね。除幕式、開院に向けて刷新していくということで、私たちもちょっと期待して、一新するということを皆さんにも、市民にも大きく伝えていただきたいなと思いますので、そのようになっていくことを望んでいます。

3点目は、専門性の高い最良の医療、看護、保健サービスなど、誠実で親しみやすい姿勢で市民の皆さんに提供するよう最大限に努めるという新たな目標を掲げておられますが、全職員が一丸となる姿勢は市民にも伝わってまいります。私は、やはり医療の現場ではあっても、医師はじめ、職員一人ひとりの情報共有と意識統一の姿勢は経営に関わっていく上で大きなポイントであると確信しております。

なお、この重要ポイントは、今年の2月に私ども新誠会会派で神奈川県三浦市立病院に視察研修を行った際、大変厳しい状況下から、経営改善に成功された一事例として、事務局長から学んだことでもあります。こういった目標や姿勢について市長の考えをお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 組織運営、あるいは情報の共有化ということではありますが、これは病院に限らず、組織で事業をする、あるいは業務を果たすということからすると、情報の共有化、あるいは専門性、これ、一番大事なことであります。新しい病院ですので、全て市の職員さんですが、かなりの方が野洲病院で働いておられた方が希望して、応募もいただいています。特に今まで野洲病院は親切だとか、いわゆる愛想がいいとかという評価はありましたけども、どうしても経営が厳しいということもあって、医療機器、設備の問題、そして医師が恒常的に確保できてなかったということもあって、課題もありました。その課題、問題をきちっと直視をして、よいところを生かして、課題になっているところについては積極的に、7月に向けての改善もありますし、稼働がしてからの改善、この2段階でそこは改めていきたいと思っています。

まずは、患者さんの個人情報とか、それは対外的にはきちっと秘匿、守らないとだめですが、中の業務に関しては今までにない透明性とか共有化、それと、やはり市民のための

病院である。今までも随分市税が投入されているわけですが、でも、やはり組織は民間病院だったんですが、これからまさに市民が支えておられる、市民のための病院だという意識を頭ごなしにじゃなしに、現場から体得していただけるような仕組みを回して行って、何か公立病院は赤字、レベル低い、すぐに親方日の丸になるみたいなイメージをまだ持っておられる方がおられまして、まだ最近もお手紙が来ているんですけど、残念なんですけども、絶対赤字になるというお手紙が来ているんですけども、何でそんな決められるのかなと思うんですけども。まあ赤字かどうかは別としても、まずは、これも大事ですけども、市民のための最善の医療を誠実に果たせる市民病院を皆さん方と共に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは7月にたちまち向けての作業と、また7月からずっとまた取り組んでいくいろんなことが、お仕事があるかと思います。そして、市長がいつも言われますこの透明性、あるいはまた頭ごなしでない、市民のための病院を開院していくと、市立で承継していくということで、私たちも本当にまだ市民病院になるには2年ありますけれども、この2年間というのはすごく大きなステップの期間だと思いますので、緩めることなく、事業に力を入れていただきたいと、このように思います。

続いて、同じく政策調整部の政策監にこの以後はお尋ねいたします。

野洲市民病院整備事業特別委員会での説明を踏まえ、あえて再度確認をいたします。7月1日以降の野洲市立病院開院に向けた基本方針についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、岩井議員の市立野洲病院の開院に向けた基本方針についてのご質問でございます。去る5月21日に開催しました特別委員会でお知らせしました基本方針についてお答えいたします。

基本方針は4点挙げております。

まず1点目ですけれども、野洲病院引き継ぎにおける情報の開示でございます。市が野洲病院から引き継ぐ資産と負債について、基本的に全て開示していこうという方針でございます。

2点目は、人事体制の安定化でございます。新規採用職員について現野洲病院職員が大多数を占めることから、7月1日付人事異動は野洲病院の現状を踏まえた職員配置を前提としておりまして、5月末までに内示するとしておりました。5月31日付で暫定内示を

行ったところでございます。また、非正規職員の採用につきましては、野洲病院で4月から6月まで雇用されている職員を本人の希望に基づきまして、野洲病院の雇用条件を基本に本市の規定を下回らない条件で引き続き年度末まで市が雇用する方針でございます。

3点目は、野洲病院業務フローを暫定的に踏襲することでございます。1日、あるいは月間業務の流れについて混乱を最小限に抑えるため、これまでの現野洲病院の方式で当分の間、業務を遂行し、安定化を図ろうという方針でございます。

4点目は、最小限の経費ということございまして、事業継承により、物品などに係る名称変更や支給物などについては、今後独立行政法人化や新築移転が予定されていることを踏まえまして、利用者や職員に不便な混乱を来さない程度の変更にとどめ、費用を最小限に抑えるものでございます。野洲病院の名称が表示されている消耗品などについても、資源を有効に活用していくため、一定期間使用していこうという方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまはご丁寧にご説明を受けたものですが、あえて聞かせていただきまして、ありがとうございます。

それでは続いて、新病院整備、新病院建設費が80億円から5億円引き上げられた上限額を85億円と見込んでいるという新聞報道を受け、後日市民から「議員さんが言いなりになっては何ほでも上がるの違うか」「しっかりチェックしてや」など、心配の声をかけられました。もちろん説明をしましたが、多くの市民の中には理解に至っていない方もおられると思います。また、この内容によっては、総事業費が5億円もの開きがあり、各新聞社の中で5億円の開きがあったんですけれども、先ほどの市長の話でありませんが、報道や記事の一部のひとり歩きの怖さを感じます。よって、引き上げと上限額を設けられる意味をもう一度お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、新病院整備についての建設費についてのご質問にお答えいたします。

建設費につきましては、本市の直近の事例を挙げますと、中主小学校の増築改修工事では、基本設計が約22億4,500万円、これが実施設計段階で29億6,000万円と7億1,500万円の増額になったというものもありますし、また野洲北中学校増築及び大規模改修工事では、基本設計が20億3,400万円、これが実施設計段階で約22億

5, 900万円と、これも2億2,500万円の増額となっております。さらに、三上こども園整備工事では、整備計画で約2億200万円、これが工事完成段階で5億1,400万円と、3億1,200万円の増額となったわけでございます。

このように、建築費用は病院事業に限らず、他の大型建設事業でも構想段階から計画、設計段階へと進む中で総額が変わることは、社会情勢が変動する中ではまれなことではないというふうに考えております。

新病院建設費につきましては、当初予算において、本年度から3カ年を期間とし、その限度額を80億円とする債務負担行為を設定しております。この80億円につきましては、昨年10月の建築市場動向などを考慮した概算費用でございまして、このことは昨年12月17日の特別委員会においても、今後も資材価格の高騰を受け、工事費の増額が見込まれる状況であるという説明をさせていただいたところでございます。

その後、実施設計の完了にあわせ、費用算定したところ、資材単価及び労務単価が引き続き上昇していることから、この上昇分相当の5億円の増額を見込んでいるということになったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、今後5億円をさらに上回るということがどんどんあるようなことでは困るんですけど、そのあたりのことについてはどうなのでしょう。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 今後ですけれども、実施設計が6月末で完了する予定でございまして、年度内には入札をするという予定でございまして、この85億円を限度額として入札が執行をするというものになりますので、これからまたどんどん上がっていくというような場面では、現状ではないということでございます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということで、85億円の上限額が設けられたということでちょっと安心なんですけど、やはりオリンピックのかげんで資材の高騰だとか建てていただく方の人員不足だとか、いろんなことが兼ね合って、こういった高騰になってくるんだと思いますが、減ることがないので、いろんなものが一挙に上がってくる可能性もありますので、そこは十分注意を払っていただいて、よろしく願いいたします。

それから、次ですが、14日の一般質問でされましたので、あえて質問することはない

んですが、もう一度、市長をお願いします。

最後に、医師確保が最も難しいと言われている案件について、市長自ら医師確保のために滋賀医大にも足を何度となく運ばれるなど、その一心な思いには並々ならぬ開院への思いが伝わってまいります。今後のわかる範囲で医師と医師以外の、例えば事務局など、職員の体制や展望についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医師をはじめとする病院の職員の今後の見込みについてのお問い合わせにお答えをいたします。

病院の運営のためにはさまざまな職種の職員が必要ですが、病院であるからには医師は絶対欠かせません。それで、これまでの準備としては、野洲病院を支援すると共に新病院の展望ができた段階からは、滋賀医大から教授経験者、名誉教授を院長に迎えて、良好な状態で野洲病院の運営がある時期まで進められてきました。

医師も20人を超える医師が確保できたり、職員の士気も高まったりをしていたのですが、昨年12月、医師の採用も含めて、具体的な動きをした段階で職員から報告を受けましたら、この1年ほどの間に医師がやめていって、補充がされていないという事実がわかりました。あわせて、それに伴って、業績も落ちているということでしたので、年末から、本来、私が動くというのは熱心で意気込みというふうに褒めていただいたんですけども、本来市長が医師確保で動くというのは異常事態でして、ましてや民間病院から含めて動かないといけないのは異常なんですけど、どうしてもこのままでは厳しいということで、年末から、これまでも医大の学長、病院長とは恒常的に情報交換してきましたけど、改めて、そのことを含めて、学長、病院長、そしてこれまであえて接触をしてこなかった個々の診療科の教授の人たち、野洲市民なり、野洲病院が採用しようとしている診療科の教授全てに、いわゆるアポをとって、最低1回、場合によっては複数回、お願い、お話に行きました。

行った結果は、結構対応はよくて、ご理解をいただくと共に、ただ先ほどもお話ありましたように、議会でも賛成、反対が繰り返されたりとか、報道で、特に一部報道機関、本当に偏った報道がされていまして、裁判が起こっているということもあって、事情をお話ししたら理解をいただけたんですが、当然、初見ではどうしてもその教授が悪いということじゃなしに、そういう情報が広がっていますから、ご心配があったんですけども、話をさせていただければ、野洲市民病院の役割とか、これまで進めてきた経緯をご理解いた

だいて、基本的には最大限協力をしようということになりまして、結果的にこの4月から市で4名の医師を採用して、野洲病院に送るところまで来ております。

新しい駅前病院になった段階でもう一段の協力をしようというお話も聞いていますし、いろんなところから働きたいという具体的な問い合わせも私にも個々に受けていますが、絶対トップダウンで医師を採用とか、そんなことを考えていませんので、全て組織で、そして基本的には滋賀医科大学の流れの中だと思っていますから、基本計画、基本構想等にも書いていますが、滋賀県で公立病院を持つ場合は、まず滋賀医科大学、ただしそこに京都大学、京都府立医科大学というのをきちっと書いていますので、そういう流れの中で、お医者さんなり、専門職を確保していきたいと思っています。

看護師、その他、いわゆるコメディカルの人たちについても、先般政策監がお答えしましたように、一定の目処は立っていますが、特に看護師さんの場合、育休とか産休等でのその欠けられたところを埋めにいくとか、あるいは転職、離職される、そのあたりを含めて、現在も採用をかけておりますし、あと事務職員も当初心配していたよりは充実をきてきていますけども、もう少し充実が要るので、公募していますが、7月からの開院に関しては、一定の体制が整っていると思います。あとは、まず2年間近くの市立病院の実績を評価いただいて、そして応募者が増える、確保が一層見込めるようにしていきたいと思っています。

ところで、4月からお医者さん4人と新卒の看護師さん6名を採用いたしました。野洲市の職員の場合、きちっと市の職員としての一般的な内容、市民へ向けてのサービスをやる立場にあるという心構えとかまちの情報、そして専門性、両方研修していますが、病院職員についても同じようにやりたいと思っています。新採の職員さんには私になってから、ずっとその年に2回、採用時点で1回きちっとまちのこと、市の方針、あるいはまちの取り組んでいる事業、サービス等をお話しして意見交換をしているんですが、同じようにしようと思っていますが、6人の看護師さんにはもう既に行いました。あと個々に話をしても、物すごく前向きでして、わざわざまだできていない病院に応募をした動機を聞いてみたんですけども、やはりそれなりの魅力があったり、あるいは指導の先生から勧められたからとかということでしたし、働いてから1カ月余りの時点だったんですが、今の民間野洲病院でも配慮して指導したり、体制を整えてもらっているということで、いわゆる士気が高い状態でしたので、同様に今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

やはり、新卒の看護師さんとかになりますと、最初の研修というんですか、しっかりとした情報、そういったものが大事ですので、本当に緩めることなく、そして和気あいあいと本当にすてきだなと、看護師さん、優しいなと、例えば看護師さん1人とりましてもね。そういう輪が広がるような医療体制であればいいなと私も心待ちにしております。

それでは、あえてこの至難のわざの病院事業に関わるなど、誰にもできることではありませんが、市長をはじめ、現野洲病院、岡田院長や病院関係者、並びに守山野洲医師会の先生方、市民病院整備担当職員など、多くの皆さんの手によって、少し、いや、確実に灯が差してきました。建設の着手になれば、最も身近に感じると思います。まだまだ途上で、峠もあると思いますが、野洲市において高齢化率が高く、これに伴い、病院への受診や入院率も高まってくると予想されています。

さて、市立病院と各医療機関、行政も綿密な連携、コミュニケーションを図り、市民への安心、安全の切れ目のない支援をつなげていただきたい。そして、多くの市民と共に私自身も見守り、応援をしてまいりたいと思っております。

病院関係はこれで閉じさせていただきます。

次に、民間救急の利用について。野洲市における救急統計から見る現状。

もしも、自分自身や親族、あるいは友人が突然事故で、あるいは病気で倒れ、一刻を争う事態が生じたとき、いつでもすぐに駆け付けてくれると思っていた救急車がなかなか到着しなかった経験はありますか。幸いなことに私にはありませんが、私の20代の知り合いは交通事故に遭い、近くに消防署があったものの、救急車はあいにく出動中で到着まで30分以上かかったとのこと。結果は出血多量によるショック死だったそうで、ショック死と救急車の到着時間の因果関係は問えないまでも誠に残念な事例であります。

また、心肺停止から5分が命のかなめ、5分を経過するほど救命率が下がります。そして、脳に酸素が行かなくなると3分から脳死が始まると言われている。このような状況を鑑みると、もしそのとき、軽症の人が救急要請を重ねていたら、肝心な傷病者の処置が明らかにとれず、影響が出た場合、死亡、また一生涯障害が残るとしたら、やり切れません。ますます高齢化の進む中、一刻を争う救急要請は高まってまいります。

以後の質問は湖南消防所管であり、所管が違ふと思えますけれども、市民の安心、安全の側面から答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

そんな中、先日、総合防災センターを訪ねて、状況を聞きました。平成30年度におけ

る統計で見ますと、出動件数は、湖南広域管内では年間1万4,166件、1日平均38.8件、37分に1回出動、野洲市では出動件数は年間2,337件、1日平均6.4件、3時間45分に1回となっています。

また、重いか軽いかという傷病程度別の搬送車割合、湖南広域消防管内では軽症者が61.7%、中等症35.1%、重症が2.5%、野洲市では軽症が57.3%、中等症39.7%、重症が2.4%で、湖南広域管内では実に軽症での救急搬送は60%以上を占めています。

また、年齢別搬送割合は、湖南広域消防管内では、1、高齢者が51.6%、成人が36.6%、少年5.1%、乳幼児が6.5%、野洲市では高齢者が56.5%、成人が32%、少年が5.6%、乳幼児が5.4%と、このようになっておりまして、実に高齢者の救急搬送は50%以上を占めています。

これらの統計から見まして、約60%の軽症者が救急車の要請をしています。中には無料タクシーとして悪用するケースもあるように伺っています。

それだけでなく湖南広域には名神高速道路が走り、また高齢者による悲惨な事故も毎日のように追い打ちをかけている昨今、野洲市だけなら、いざとなれば湖南広域の支援があるわと思っていたら、これは大きな間違いです。今後、野洲市では特に高齢者の占める割合も高く、救急車の出動も多くなると予想されております。本当に軽症の方は119番通報の前に冷静に考えていただきたいと思います。

こうした現状を踏まえ、市民部として市民に改めて救急要請のあり方を投げかけるべきできないか。今後に向け、啓発というか、消防局と調整をするなどして、何か有効な手段がないか、考えていただきたい。その点をよろしくお願いします。市民部長、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、岩井智恵子議員の民間救急の利用についての1点目、市民への救急要請のあり方、今後に向けての啓発について有効な手段がないかのご質問についてお答えをいたします。

岩井議員がご質問でも述べられておられたように、軽症の方の119番通報については、重症度が高く、真に救急搬送が必要とされる方への影響が大きいことから、市としても問題であると考えております。そのために救急を所管する湖南広域消防局では、救命講習や一般救急訓練において、救急車の適正利用について指導すると共に、消防フェアなどの多

数の市民が参加されるイベントの機会を利用いたしまして、救急車の適正利用について広報しております。

また、湖南広域消防局のホームページや湖南広域消防局の広報紙がございまして、これらを通じて救急車の適正利用についての啓発を実施しております。救急の日、これ、9月9日ですけれども、これを含む救急医療週間においては、市においても湖南広域消防局の協力依頼に応じまして、救急車の適正利用の啓発ポスターの掲示をしております。

有効な手段についてでございますけれども、今後、所管いたします湖南広域消防局で検討いただきまして、市としても可能な範囲で協力を行いたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 所管が違うということでお答えにくい面があったかと思うけれども、やはり先ほども言いましたように、市民の安心、安全な側面から、やはり連携をしていただいて、少しでも、そういう60%以上に及ぶ軽症の方が救急車を要請するということが常識的にならないように、通常にならないようお願いをしたいと思います。

一方、総務省消防庁の案内サイトを見ますと、「症状の緊急性を素早く判定」「救急車を呼ぶ目安に」のQ助が登場しております。これはアプリサイトでスマートフォン用アプリになっております。しかし、余り知られていないのではないのでしょうか。パソコン、スマホにかけている時間が日本でもトップクラスのこの滋賀県ではございますが、こうしたQ助のようなみんなに少しでもこういう問いかけをして、余裕があるならば、本当にこの救急車を呼んでもいいのかと、こういうことを尋ねることができるようになっておりますので、こうしたことも滋賀県がトップクラスになっているのであれば、こういうことも知識として、あるいはパソコンのアプリの方に皆さんが入れていただいて、投げかけをしていただけたら、もっともっと違った方向になるのではないかなと期待をしております。

それじゃ、次に福祉有償運送について質問をいたします。

一般的には余り聞き慣れない言葉ですが、先ほどと同じように、ぜひ福祉有償運送についても広く市民の皆様にも知っていただきたいと質問をいたしました。NPO法人等が福祉有償運送により、移動制約のある方の多様な輸送ニーズに応え、喜ばれている新聞記事を見ました。その事例として、障害がありながら、週3回通院治療が欠かせない高齢の透析患者にとって、通院手段の確保は切実な課題で、長期透析に伴う合併症の発症により、公共交通を利用した通院が困難となる高齢者も増加傾向にあります。また、私の身近など

ころでも以前は介護事業所が担ってくれていた通院が現行の制度ではできない現状下であり、それが家族の全面負担となり、仕事に支障を来たして困っているということを耳にしました。そんなとき、福祉有償運送がドア・ツー・ドアの個別輸送を担う必要不可欠な移動手段となりつつあります。利用者希望が増大しているという情報を得ました。ただ、その移動手段がニーズに応え得るか、全て可能かは課題ですが、今後ますます需要は多くなると考えられます。その点についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の今後の需要についてでございますが、福祉有償運送につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、利用者の方が身体障害の方、要介護認定を受けている方など、1人ではバス、あるいはタクシー等の公共交通機関を利用することが困難で、乗降時、あるいは移動中に何らかの介護や見守りや常時必要となる方に対して、個別輸送をサービスして提供するものでございます。

今後の高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の増加等も十分考えられますことから、移動に制約が生じる方々が増え、福祉輸送サービスに対するニーズは増加するものと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

野洲市でも福祉有償運送の登録はされていると聞いておりますが、それらの実態等を把握されている範囲でお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 福祉有償運送につきましては、NPO法人が国土交通省の方に登録をして行うものでございまして、本市、現在では2団体が登録されております。利用者につきましては、そこに業者の方に簡易登録する必要がございまして、市内では15名の方が現在簡易登録されているというふうにご伺っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） その2業者なんですけども、お名前は言うわけにいかないんですか。控えさせていただいておられますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(赤坂悦男君) 現在登録をいただいております業者さんにつきましては、2社ございます。特定非営利活動法人またあした、もう1社の方が特定非営利活動法人アザレア掛橋コネクションさんでございます。

○議長(橋 俊明君) 岩井議員。

○6番(岩井智恵子君) 高齢者や障がい者の方が通院利用だけでなく、外出を望む場合にバス停も遠く、また歩行もつらい、こんなような場合の移動手段状況は把握されているのか、こちらの方も伺いたします。ちょっと通告してなかったのも、言える範囲で結構です。

○議長(橋 俊明君) 市民部長。

○市民部長(田中千晴君) 外出を望まれる場合の移動手段ということでは、公共交通、バス等がございますけれども、野洲市におきましては、日常生活の移動手段として車を持たない方のためにコミュニティバスを運行させていただいておりますので、そのような手段があると認識しております。あとタクシー等もございますので、何か救急で移動がしたいという場合にはタクシーをご利用いただきたいかなということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(橋 俊明君) 岩井議員。

○6番(岩井智恵子君) 今、野洲では特にタクシー利用だとか、そういう方法もあるし、おのりやすもございますので、不便を感じておられる方はないかもしれませんが、声をあげて上げにくい、やはりそこに行くまで、バス停に行くまで、遠い距離、そこまで行けないという方や、あるいはもう完全に買い物に行きたい、ちょっと病院に行きたいといってもなかなか施設にも入っていない、そういう施設のバスもないという場合の方も声がなかなか上げられないのではないかなと思うんですが、ちなみに県下で9市が予約型地域公共交通のデマンドタクシーを取り入れていますけれども、これはこの必要性、こういったことは検討されたことはありますでしょうか。これも通告にないので、検討されていなかったらいいんですけども、答えられる範囲でお願いします。

○議長(橋 俊明君) 市民部長。

○市民部長(田中千晴君) ただいまのデマンドタクシーは検討されたことがあるのかというご質問であるかと思っておりますけれども、以前にも議会でもお答えいたしましたかと思っておりますけれども、デマンドタクシーとコミュニティバス、これを比較した場合、経費の問題とか、あとコミュニティバスにつきましては、コミュニティバスの今の現状からいうと3倍の経

費が要るということと、あとコミュニティバスはどなたでも、誰でも乗っていただけますけれども、デマンドの場合は登録制で乗り合いということでございますので、コミュニティバスの方が利便性が高いということで、現在コミュニティバスの運行をという方針でございまして。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） わかりました。大変、私が言いたかったのはそのバスにすら乗れない方がいらっしゃるのではないかと、声なき声がひょっとしたたくさんあるのではないかと、今後、高齢者の方が増える、やっぱり思うように動けない方が増える中で、そうかといって、十分に施設に入れない、家でひとりぼっちという方もおられる中で、少しでも外へ行く、買い物に行く、そういうことで足腰をまた丈夫にさせていただける、そして前向きな自分にもなってもらえるということで、できたらそういうものも視野に入れて今後検討の中に入れていただけたらありがたいなと思っております。

最後になりましたけれども、これからは地震等も各地で頻繁しておりますし、災害についてもよそごとではなくなってきております。災害の備えについても高齢者や、あるいは障害を持つ弱い立場の方の不安の声も聞こえてまいります。さらに、今後は災害の輸送を含めるなど、視野を広めていただいて、ぜひ検討の課題としていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第10号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、改めまして、こんにちは。第9番、田中陽介です。

それでは、質問を始めさせていただきます。

初めに、1つ目の質問でございます。市役所における難聴の方への対応及び認知症検査における難聴の方への対応について質問をいたします。補足しますと、障害としての難聴だけでなく、聞こえに不安があるという方全般という意味での難聴というふうに認識をお願いいたします。

人は高齢になるにつれ、多かれ少なかれ、体の機能は衰えていきます。これは避けられない事実でありますし、その中でいかに円滑なコミュニケーションを行いながら、社会から孤立しないように暮らしていくというのはこれからの社会の1つの課題と考えております。

先日、大阪大学でありました地域共生社会のフォーラムに参加したときに、難聴と社交

性の関係や難聴と認知症との関係、そしてそのことを解決していくような技術があることについて話を伺う機会がありました。私自身は、聞こえに問題を感じたことは今のところありませんし、この聞こえに対する不安というのはなかなかその立場になってみないとわからないことかなというふうにも思います。医学的な部分で聞いたところ、こうした聞こえの問題というのは大きな声で話せば理解できる、届くというものではなくて、大きな声は逆に異音、雑音として脳が受け取ってしまって、逆に聞こえづらいつつとか、そういったことがあるということも伺いました。

そうした中で、そういった障害を感じることで聴覚情報が入らなくなっていく、そんなことが、先ほど津村議員のフレイルの話でもありましたけれども、そんなことからコミュニケーションがとれなくなっていく、虚弱や認知症が進んでいくということもあるというのを伺いました。

また、認知検査において、認知症とされていた方が実はただ単に難聴で聞き取りができていなかっただけで、しっかり届くような対応をすれば、認知がしっかりできていたというような、そういうケースがあるということも伺いました。これは大変重要なことで、認知の検査を間違えるというのは、その人の尊厳の部分にも関わりますし、間違ったらいけないことではあると思います。

こうしたことが研究によって、徐々に明らかになってきていまして、こうしたことは現場に速やかに反映していくべきであると考えます。高齢者に限らず、聞こえの問題ができる限りハンデにならないような環境を用意できるのであれば、体制を整えていく必要があると考えます。

そこで質問いたします。現在、野洲市においては、認定されている難聴の方はどのくらいおられて、これ、年齢の分布はどのようになっていくのか、質問をいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、田中議員の1番目の難聴の方への対応のご質問の中の1点目、本市の難聴の方の人数でございますが、認定という定義、何をもって認定するかということはあるんですが、まずその人数につきましては、把握が困難なため、その人数はお示しはできません。しかし、発症の時期は不明であるものの、現在、聴覚に障害のある方で障害者手帳を取得されている方という前提条件でお答えをいたしますと、29歳以下の方が6名、30歳代が6名、40歳代が6名、50歳代が5名、60歳代が9名、70歳代が23名、80歳代が41名、90歳以上が20名、合計116名でございます。

ます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ただいまのお答えにありましたように、やはり60歳からそれ以降、人数が大幅に増えているということは、やはり後天的に聞こえなくなっている方が増えているのかなというふうに思います。この数字に見えているだけではなくて、これはお医者さんのレポートにもあるんですけども、難聴の障害認定とまではいかななくても、やはり聞こえに不安のある方というのは多数いらっしゃるというようなデータもあります。

次の質問、行きます。

その中で、高齢の方が、やはり多いという現状があるわけですけども、聞こえに不安のある方が窓口や施設において対応するときに、職員さんなど含めて、どのような対応の現状があるのか、またその対応の中で課題はどのようなものがあるのかをお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） そうしましたら、窓口等の対応についての現状と、それから課題ということをご質問いただきました。

高齢福祉課、あるいは地域包括支援センターの窓口、場合によっては調査員等が出向いていったときのその対応について、簡単なやりとり、短いやりとりについては筆談とか、あらかじめ決まった形式で書いてある印刷したものを指で押さえてやりとりをする等、やっている。あと、あらかじめ耳の聞こえが不十分だということをおっしゃる場合についてはできるだけゆっくりと大きな声で、それとあと必要に応じて調査員とかを使っておるんですが、先ほど外部からの音ということをおっしゃいましたので、耳に当てて、このようなプラスチックの筒状のもので、他の音をあんまり遮るような形で直接声が伝えられるような形でのやりとりでの対応を現在しております。

課題というのは、やはりその難聴の方も人によって、非常に度合いというんですか、その分が違いますので、一律に全てこのこれで対応するということがない部分がございますので、いわゆるケース・バイ・ケースですね。今、私が言いましたように筆談で可能なケースもありますし、このような機器を使いまして、ゆっくりとということでご理解いただくケースもございますので、丁寧にケース・バイ・ケースでの対応が必要かということをお尋ねしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今、お答えにありましたように、筆談、指でリストを押さえたりとか、ホースのようなものを使ってということでした。そういったことを恐らくどこの行政でも割とやっていることかな。それはやっていることなんですけれども、逆に言うと、それはほんまに自然なコミュニケーションと言えるのかどうかというと、またちょっと難しい部分があるのかなというところがあります。これは福岡市の事例ですけれども、やはりそれを課題と捉えておられる部分もありまして、今、僕がご紹介したような新しい技術によって、そういった面が解消できるということもあるということをご提案したいと思えます。

それに伴って、先ほど津村議員の質問の中で少しお話があったので、質問させていただきたいんですけれども、いきいきサロンが高齢者向けのいろんな講座等を積極的にこれからも取り組んでいくと思うんですけれども、そういった場所において、何か聞こえに不安がある方に対する配慮というのは何かされているのかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の配慮ということなんですが、地域で行われる非常に小規模のサロンとかいきいき百歳体操とか、その辺のときにあえて聞きにくい場合についての対応というのは、ちょっと私、報告は受けておりませんが、高齢者を対象にしたものには限らず、文化ホールとか文化小劇場等の大きなところでやる場合については、要約筆記等の対応をいろんな会議、講演等については、実施の方は常日ごろからやっているということは聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

大きなホールでやる場合に結構画面で文字を映したりとかいうのはこれまでもされている、工夫されているというのは私もわかりますけれども、やはり地域のそういった講座とかに地域のお年寄りが出てきてもらう、そのときに、例えば聞こえに不安があるから、行ってもどうせ聞いてもわからへんとか、そういうことがあると足は遠のいてしまうと思えますし、そういったことにこれから配慮していく必要性、小規模であっても、せっかくだらな話を講座とかですていただくにあたっては、やはり皆さんに参加してもらえ、それが

ユニバーサルデザインというか、誰もがこれから健やかに生きていけることにつながると
思いますので、そういった配慮がこれから必要だと思うんですけども、その辺の認識は
いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの小規模の段階でのその配慮ということは、
議員おっしゃるとおり、必要性についてはあると思います。そこにその対象者の数がどれ
だけということも当然ございますけれども、現時点ではそこにお手伝いに行っておられる
方等が横に寄り添っていただきながら、わかりにくい、その部分には中継、あるいは内容
についての説明を横で寄り添っていただいてやっただいていっているのが現状と思ってお
ります。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。今の質問にちょっとつながるんですけども、お
そらくちょっと担当は変わるかと思うんですけども、市と市民との懇談会がいろんな市
民参加の会議等々ある中で、そういった機会においても同じように、そんな大きな会議じ
ゃなくてもいいと思うんですけど、そういう聞こえにくい方に対する配慮というのは何か
しら行っておられるのか、お伺いしたいと思いますが、総務部長か市民部長かになるかと
思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 市民懇談会であるとか行政懇談会である、行政懇談会は担当
しております。これにそういった配慮をどうしているのかということですが、事前
通告いただいておりますので、ちょっとお答えしかねるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かえらい細かいことを聞いていただいておりますが、過去には自
治会長さんで難聴の方がおられたので、特別に配慮をしたことがあります。ですから、参
加者がわかっている場合は可能な限りの対応をしている実績はあります。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ちなみに、そのときはどういう形の配慮をされたのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 通告がないのにどんどん突っ込んでこられるから。いや、通告がなかったら、答えなくてもいいと思ったんですけど、中途半端だったから、補ったんですけどね。

あるところの自治会長さんが難聴だったので、今はもう亡くなられましたけど、残念ながら、あそこの図書館の部屋は防音がきいているので、いわゆるデッドなので、聞きやすいということで多分あそこを使ったんじゃないかなと思いますし、何か機械を入れてくれたかなと思います。

だから、不特定多数でそういう方がおられるかどうかの場合はディスプレイでプロジェクターでやったり、手話ですけども、手話は手話ができる方でないとだめですから、だから可能な限りプロジェクターで表示をするか、対象者がわかっている、あらかじめ希望があった場合はその時点で使える部屋とかということで対応しているということです。ぜひ、実績調べてからやってください。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。現状はそういった形で対応されていることがよくわかりました。

それでは、次の質問、ちょっと先に3番ではなくて、4番の方に行かせていただくんですけれども、資料1、2というのがあるんですけれども、これはこういった聞こえの不安を解消する機械を製作している会社さんと、あとは厚生労働省、あとは医療関係の方々が行った実験事業のものであるんですけれども、やはり普通におそらく大きな声がゆっくりしゃべって対応した場合と、こうした支援機器を使った場合において認知の認定に関する違いがかなりあったという実例となっております。

そこにおきまして、野洲市の行っているこの認知の検査においては、先ほどはホースとかを使ってということもあったんですけれども、やはり周波数の問題というのがあるようで、ただ単に声を届けるというだけではなかなか聞こえていない場合があるという事例もありますので、そういったことを含めて、それを認識されているのかということをご確認したいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の認知症検査における難聴と認知症の関係性の配慮ということでございますけれども、まず議員がおっしゃる、市が認知症検査と質問はおっしゃっているんですけど、介護認定の調査のことだと認識してお答えの

方をさせていただきますけれども、要介護認定の調査の順番がございまして、まず当然認知機能の項目もございまして、最初に聴力の調査の方をさせていただく。言葉かけ、それから物音を出して、それに対する聴力がどれだけあるかと、それ以後に調査の順番としては認知機能についてのことをさせていただいておりますので、基本的には最初に聴力の確認をして、その後認知の方をやるので、基本的には混合というんですか、そういうようなことは基本的にはないというふうに調査票自体はなっております。

それと、あらかじめご家族の方にふだんからの状況等も最初にお話しした中で、あるいはご家族の方からその調査対象者の方についての聴力についての申し出等もございまして、そういう事前の情報を総合的に含んだ上で先ほど言いました順番の調査をしていきますので、認知症調査における混同というんですか、については今のところはないというように判断をしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。ただ、家族の方ももしかしたら、先ほど言ったように、大きな声、僕自身も祖母としゃべっている中でも、大きな声でしゃべったら聞こえているものだと思っている場合も、聞こえているものやと思って認知できていないと思っている場合があって、実は聞こえていないというパターンもあると思いますので、その辺はより精査が必要なのかなというふうには思います。

それでは、次に行きたいと思います。

現在、先ほど紹介しましたこうした新たな聞こえに対する支援の機器、こういったものはかなり多くの公共施設や教育施設、医療施設など、民間でも公共であってもさまざまなところで導入されております。現在、4,600カ所ぐらいに導入されているということですので、それによって、やはりかなり自然なコミュニケーションがとれるようになっていくというレポートもたくさんあります。やはり、障害認定されている方だけではなくて、やはり難聴とまではいなくても、聞こえに不安がある方が普通に自然なコミュニケーションがとれて、住民参加、住民サービスを受ける、そういった環境整備をしていく必要があると考えるんですけれども、こういった機材、もちろんただではありませんので、コストが必要ではあるんですけれども、すぐ壊れるものでもありませんし、ある程度耐用年数等を見込んで、また貸し出したり、動かしたりすることも可能ですので、例えばさっき言いました市民の懇談会とかも含めて、そういった対応を今後整備していくことはどうかと

というようなことをご提案したいと思うんですけれども、その予定とか計画とか、そういったところはいかがかということをお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、田中議員の3点目でございます。指向性スピーカーの整備に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

指向性スピーカーにつきましては、通常の音量で難聴の方にも聞き取りやすい音を届けられるため、窓口でのやりとりの他、市民課などの窓口での呼び出し、アナウンスにおいても非常に有効なものであると認識はしてございます。しかしながら、本市の状況を考えてみますと、例えば市民課窓口においては、立ってお待ちのお客様も含めましても20人まで満たない人数でございまして、もし難聴の方がおられた場合でも直接呼びかけるなどして対応をしておる状況でございます。また、各課の窓口においても必要に応じて手話通訳のできる職員が対応したり、筆談で対応したりしている状況でもございます。

以上のことから、現状においては窓口対応に大きな支障はないものと判断をしております。直ちに指向性スピーカーを整備する予定はございませんが、今後高齢化の進展に伴いまして、難聴の方の増加も想定されますので、他市の導入事例等を注視しながら、難聴の方にも引き続き適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） これから検討していくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。補聴器というのはなかなかハブリングとかセッティングにも大変ということで、なかなか気軽に使うということとはできないという話も聞きますし、やはり自然にお話しできるのが一番いいかなと思ひますので、直ちにとというのは難しいと思ひますけれども、この先、しっかりと導入検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

2つ目の質問で、まちづくり寄附金の使い方について質問をいたします。

野洲市まちづくり寄附条例には、この条例は野洲市まちづくり基本条例に基づくまちづくりを推進するためにふるさと野洲への寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として各種事業を実施し、もって多様な人々の参加と協働による個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とするとあります。

第2条では、それに寄附金の使い道について書かれておりました、1つ目が、まちづく

りの原動力となる市民活動を支援するための事業、2つ目が、人権が尊重され、福祉が充実した地域社会を実現するための事業、3つ目が、山、川、琵琶湖等の豊かなで良好な自然環境を創造し、次世代に引き継ぐための事業、4つ目が、たくましい地域経済を創造するための事業、5つ目が、まちづくりを担う人を育てるための事業、6つ目が、その他前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業とあります。

現在は、ふるさと納税制度の適用がされる形での運用がされていると認識しております。これは市民の皆様がこういうことに使ってほしいという寄附金ですので、やはりしっかりそれに見合う事業に使用されるべきでありまして、結果報告や意義も含めて、十分な周知、広報が必要だと考えております。

また、公開されている資料では、インターネットにも公開されているんですけども、過去の金額や使用された事業を書いております。

そこで質問を行います。1つ目、まちづくり寄附金の運用、活用については財政課がどのように使うかを差配しているというふうに聞きましたが、これは間違いないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、田中議員のまちづくり寄附金の使い方についての中の運用、活用についてということで、財政課で間違いないかというご質問でございます。

間違いございません。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 財政課で差配されているということですが、各担当課、今の事業の担当課との事業についての双方向のコミュニケーションというのはとられているのかということをお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） まちづくり寄附金については、先ほど議員おっしゃったように、その寄附者の使い道についての意図というのがございます。そういった中で財政課で充当しているわけですが、それに見合う事業であって、例えば新規の事業であるとか、あるいは市民活動への新しい事業であるとかいうことで充当をしておりますので、基本的に担当課との連携もできているというふうには認識をしております。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 担当課とのコミュニケーションをとられているということで、確

認いたしました。

では2つ目、毎年、比較的高額の寄附、要は市民の皆さんから期待されている山、川、琵琶湖等の豊かなで良好な自然環境を創造し、引き継ぐための事業というのがあるんですけど、これ、3番に当たるんですけども、27年度の第2次環境基本計画策定業務委託費というのにある程度の額のお金が充てられた以来、これを使われておられないという状況なんですけれども、この理由をお聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 2点目の山、川、琵琶湖の豊かなで良好な自然環境を創造し、という事業に、というご質問でございます。

いただいた寄附金につきましては、大切に運用していると共に、基本的には、先ほど言いましたように、市の独自の事業、あるいは新規の事業に充当しているところでございます。野洲市まちづくり寄附条例に規定されております、山、川、琵琶湖等の豊かなで良好な自然環境を創造し、次世代に引き継ぐための事業につきましては、27年度の第2次環境基本計画策定業務委託に充当して以来、全く活用されていないとのご質問でございますけれども、平成28年度にごみ分別名人更新版作成業務に、そしてまた今年度につきましては、農業者による観光振興・農産物のPR事業（ひまわり迷路）でございますけれども、そうしたもの、あるいはおいで野洲まるかじり協議会の事業に充当してございますので、全く活用されていないというものではございません。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 28年度に活用されていた部分について、済みません、私は見落としておりました。おわびして訂正したいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

次も同じようなことなんですけれども、2番の人権が尊重され、福祉が充実した地域社会を実現するための事業というのは、これ、病院整備関連の調査に使われて以来、福祉関係、いろんな事業があると思うんですけども、使われていないように見受けられるんですけども、このあたりについては、そうですね、生活困窮者のための福祉政策にも少し使われているんですけども、金額的にこの3番、2番というのは結構余っているというか、大きな額が残っているんですけども、このところの理由というのをご質問します。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今、3点目の質問になると思うんですけども、人権が

尊重され、福祉が充実した地域社会を実現するための事業に係る基金の充当についてということで、28年度には生活困窮者支援事業、その福祉施策ということですね。それからまた、29年度と30年度につきましては、人権問題啓発推進事業として啓発備品の購入にも充当しておりますし、今年度におきましても、子育てガイドブックの作成に、その経費に充当しているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

では、次に行きます。

27年度からはたちのつどい開催事業にこの基金が充てられておるわけですがけれども、これ、27年度以前はどこから財源として出ていたのか。また、このままいくと基金はおそらくちょっともたないと思うんですけれども、この事業についてはどうなるのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） はたちのつどいは、毎年成人の日に開催をされております。ご質問のとおり、平成26年度以前ということですがけれども、これについては一般財源で対応をしておりました。この事業につきましては、新成人が自ら実行委員会を立ち上げられまして、企画立案されるということで、運営されている仕組みです。まさにまちづくりを担う人を育てるための事業というふうに認識をしているところでございます。27年度以降につきましては、まちづくり基金を活用しながら、事業の一部に充当しているというところでございます。

まちづくり基金がなくなるかというご質問でございますけれども、先ほども申しましたように、はたちのつどいの今後の事業は、まずどうなるのかというところはあるんですけれども、これまでどおり事業を実施されるのであれば、基金残高によって左右されるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

では、5番目、行きます。

まちづくり寄附金は多様な人々の参画、協働によるということで、広く寄附を募っているものであるんですけれども、残高が比較的残っている状況を見ますと、1番の市民活動

を支援するための事業というのがありますので、何か他の番号のところは市民活動になかなか使いづらいような認識もあるのかなと思うんですけれども、この山、川とか、環境のことをされている市民活動、NPO団体等々が福祉や人権のことをやっているところとか、そういったところの市民活動の支援に使うことも、市独自の事業でなくても、運用は可能だと思えるんですけれども、そのあたりの認識をお聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、まちづくり寄附金について充てる事業についてでございますけれども、市民活動事業に充てることは可能であるかというご質問であるかと思えます。これについてお答えさせていただきます。

まちづくり寄附金の趣旨に基づきまして当該寄附金を活用している事業で、野洲市市民活動促進補助金がございます、この野洲市市民活動促進補助金にて、社会貢献等の活動を行っている市民活動団体に対して補助をすることにしておりまして、このことにより、ご質問の趣旨の市民活動事業への補助に努めていると考えているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それは存知上げているんですけれども、僕が言いたかったのは、この1番があるがゆえに2、3のある程度余力がある部分をそういった対象の事業であれば、1番を財源とする市民活動助成金だと思えるんですけれども、1番じゃなくても財源とできるんじゃないんですかというような話なんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） まちづくり補助金につきましては、一応財政課の方で配分をさせていただいております。そういった配分についても、いろんな原課とのコミュニケーションを図りながら配分をさせていただいているということでございますので、市民活動事業に限ってではなく、さまざまな事業に配分されているものと考えておりますので、今後そういった検討で配分をさせていただくものと考えております。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。じゃ、目的がしっかり充当するのであれば、充てられるという認識でいいかと思えますので、もしおかしかったら言って下さい。

じゃ、次、行きます。

この基金から運用されている野洲市市民活動促進補助金なんですけれども、これはどの

ような基準で公募選定されているのか、今年も今までも含めてなんですけれども、公募開始時期や告知のやり方等、交付決定までの流れ、そのあたりを質問します。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、6点目のこの基金から運用されている市民活動促進補助金について、どのような基準や公募選定の機関に運用されているのかということについてお答えいたします。

野洲市市民活動促進補助金につきましては、市民活動団体の立ち上げ支援などを目的といたしまして、平成23年度から実施しておりまして、また平成28年度から交付期間の拡大、補助金額の充実を図っているところでございます。運用のうち選定につきましては、広域性や継続性などの基準を定めまして、適切に当該補助金が活用されていることについての確認を行っておりますのと共に、申請団体が予算枠を超えた場合にはこの基準において団体数を決定することとなっております。

また、公募につきましては、市広報等、ホームページ、チラシ等によりまして、期限を決めて、新たな団体を募集いたしているところでございます。平成元年度につきましても、今後。失礼いたしました。令和元年度につきましても、今後募集をする予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今年度も今から募集されるということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今年度も今から募集されるということでしょうかということでございますけれども、今年度につきましても、財源等確保いたしまして、募集する予定であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ちょっと聞いているのと認識が違うんですけれども、何か本年度分はもう終わって、話が進んでいるというようなことを聞いているんですけれども、それは間違いということでしょうか。これから選定等々含めて、募集も含めて、これから出されるということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今年度、選定が終わっているということでございますけれど

も、今年度、継続団体が4団体の予算を見ております。また、新規団体につきましては、当初予算1団体の予算を見ておまして、1団体につきましては、実はもう既に申請が出ておまして、今度、公募する予算が今現在ないということでございますので、その財源を確保して、新たに新団体、いつも2団体の枠で公募しておりますので、公募したいと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） まだ公募等が出されていないのに今年度の団体が1つ決まっているというのは、何か不思議な状態のように思うんですけども、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 公募が出されていないのにとということでございますけれども、団体の申請が年度当初にまいりまして、事業等の都合で公募をいつもする時期が大体8月ごろになっているんですけども、それに活動が難しいということのいろいろ相談は受けておまして、補助金の要綱であるとか選考基準に合致するものであったということで交付決定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） でも、それでいきますと、事前に言うた者勝ちじゃないですけども、そこで公平性と公益性が担保されるものがたくさん出てきた場合とか、やはり公平にでしたら、公募時期をもっと早くするとか、それが公平な交付決定審査だと思うわけですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 公平性に欠けていないかということでございますけれども、1団体はそのような状況で交付いたしましたので、いつも毎年応募させていただいております。応募は大体2団体ぐらいございますけれども、大体この期間を定めても従来ちょっと期間の間には応募がありませんでして、いつもその後で決定をしているというのが現状でございます。今回も応募をすることに対しての予算がちょっと確保できていないので、これにつきましては、補正予算といいますか、こちらの方で、議会の方でちゃんと提案をさせていただいて、予算を確保した上で2団体応募したいということを考えております。

といいますのは、事前に毎年は年度初めからご相談を受けるケースはないんですけれども、今回、年度初めから相談を受けているケースも実際にございますことから、それも含めまして、しっかりと市民活動を支援していきたいということで、しっかりと予算を確保して、公募してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ちょっと説明に無理があるかなというふうに思うんですけれども、やはりいつも募集が少ないから、出たから、もうそれに乗かったみたいなの、そういう話じゃないと思うんです。今年に限って、もしかしたら4つも5つも出るかもしれないし、なのに一番初めに、まだ内々で情報があるからといって、こういう補助金、今年も出るだろうということで相談されたと思うんですけれども、それはでも、あくまで内部的なことであって、それはやはり公平性に欠けると思うんです。公平性に欠けることをしてしまったなら、それは認めて、そうならないように仕組みをつくれればいいだけの話ですし、補正予算を組んで、もう1件いけるようにしようというのと、じゃ、毎年2団体なのに何で今年1団体の予算しか当初で予算をとらなかったのか、じゃ、その説明もお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 新規団体1団体の予算しかなぜとらなかったのかということだと思うんですけれども、これにつきましては、予算のいろんな査定とか要求とかの中で、事務手続きの中で決まっていたことをございますので、結果として1団体となったということで、新規が1団体ということになったということをございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 50万円という枠の中で毎年継続団体があつて、終わっていくところもあつて、新たに1団体というのももちろんわかりますし、それは別にあかんとかいとかい話じゃなくて、決まったことですから、50万の枠の中でされたらいいと思うんですけれども、それを超えて、今回、また補正を1個出すという話を今おっしゃっているわけですね。要は、それだけしか、1団体分しか、今、枠がない、でも公募を今かけるとおっしゃった、その財源を補正予算で上げるというふうにされたら、今、僕は認識しているんですけれども、もし間違っていたら教えていただきたいんですけれども、それはどうなんだろうというところなんですけれども。市長、もしお答えいただけるのであれば。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは基本的に部長に裁量がある制度で、最終的に私ですけども、もともとの制度をつくったときには5万円だったんですよ。年限も短かったん違いましたかね。それで、魅力がないし、中で私も提案して、10万円全部という意味じゃなしに10万円までいけますよ、3年間はということで制度改正をしました。そのときにあんまり枠を広げていないので、だから、10万円を3年にされると、もう新規枠が2つぐらいになってしまうんですね。まずは1つか2つ。だから、近年、この問題が出てきたのが1つ。

それと今回質問されたので、私も協議を受けて、そしたらもう一回、子細に見ましたら、期間は限って公募しているんですけども、制度上、これは単なるお知らせ期間なんですよ。年によって、6月から7月になってみたり、8月から何か9月になってみたり、恒常的な制度なので、不公平とかじゃない、いつでも提案はありなんですよ。何かの許認可みたいについていついつからどうか、あるいは入札みたいにというものじゃなしに、野洲市としては一応の財源を確保して、市民活動を盛んにしていただくために毎年この程度の支援をしていますよということのわけですね。今回聞いたら、もう4月ぐらいから枠を1つ使っていて、もうなくなっているから、田中議員の質問があったからということだったのでね。

よく似た制度で自治会に活性化補助金というのをお渡ししています。従来から、これ結構がちがちの枠で、これはいけるけど、これはだめだというのもあって、これも順番に広く変えてきています。

それともう一つ、去年かおとしし、ある自治会でもう事業がないから、もらわないということをしておられたんですが、何かの調査か情報が入って、AEDの更新時期を忘れていたと担当課に言っておられたんですけども、担当課はもうがちがちであなたのところは補助金そもそも年度前に要望があって予算化しているから、予算がだめです、だめです、押し切っていて、たまたま私のところに話に来られたので、これも多分補正予算を出させてもらって、その自治会は二重取りじゃないので、その分の活性化補助金を年度入ってから補正予算でお願いして通してもらってお渡ししました。

今回も財源があるわけですから、だから公募は今まで絶対しているんですよ、ある時期に限って。ただ、公募をしてなくてもお渡ししているケースもあるわけで、ただ公募は絶対やっていくということが調べたらわかったので、公募がないというのは、これは今まででいうと違うし、不公平だからと。それだったら、自治会の活性化補助金と同じように応

募があるかどうかわからないけども、まず枠を設けたらどうかと。年度によっては、8月から公募してというのもあるので、十分過去の制度とも整合性がとれますからという制度設計をしたのを何か順番に問い詰められているから、ちょっと部長、言葉に詰まっていますけども、だから、今、市としてはそういうことを考えています。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 柔軟にされるというのは僕はいいことだと思うんですけども、50万という枠をもともと定めてやっているというのもありますよね。違いましたっけ。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも枠というか、大体その程度しか応募してこられないとか、次、用意していても、うまくいなくて1年間で終わった事業もあつたりしますからね。だから、あんまりがちがちで、さっき言ったように設計額があつて、予定価格をやって、いつからいつまで入札とかじゃなしに、この制度は、さっきも言いましたように市民活動がいかにか速やかに促進されるのか、市民の思いが具体化するかということなので、いいかげんじゃなしに、活動優先で対応すべきものだというので、従来からも運用しています。だから、金額も一気に倍にしたわけですね。ということです。もうこれで、問題は解決するんじゃないかと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。今の答弁でいくと、市民活動がよりいい感じに進んでいくためには、やっぱりそういった都度都度の判断をしていくことが必要ということで、それをしていくということです。そうであれば、そうであるよということをしつかり周知していただいて、年にこれだけの予算しかないし、もうあんのやったら、もうあかんわと思ってる人ももしかしたらいるかもしれませんし、その辺の市の方向性というのをしっかりと広報等で周知していただいて、いつでも本当にみんなのためになることであつたら、野洲市は応援しますよというようなことをしっかりと周知していただけたらと思います。それはしていただけますでしょうか。公募のときに当然してもらえと思うんですけども。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 補助金の趣旨をご理解いただきまして、済みません、ありがとうございました。

こちらの方につきましても、広報とかホームページ、あるいはまたいろんな市民団体か

らの相談もありますので、丁寧に補助金の趣旨を説明して、使っていただけるように周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

それでは、より野洲の市民活動、これでさらによくなると思いますので、このままみんな協働して、いいまちづくりができたらなと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩をします。再開を午後2時55分といたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） それでは、第3番、長谷川崇朗です。お願いします。

施設稼働率を上げることによる市民サービス強化についてと題して質問させていただきます。

野洲川の河川敷に野洲市が管理している河川公園の方があります。これの営業曜日、時間についてという観点からお伺いをしていきます。まずは、営業日、時間についてお答えをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、長谷川議員のご質問の営業日と時間についてお答えを申し上げます。

営業日につきましては、月曜日を休日とする火曜日から日曜日でございます。時間帯につきましては、4月から9月までにつきましては夏季でございますので、午前6時から7時、これは土日祝日に限ってございます。平日につきましては8時半から4時半でございます。あと、10月から3月につきましては、営業時間帯につきましては8時半から4時半というところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

まず、確認なんですけども、今、夏季に関しては、営業時間が午後7時とおっしゃったと思うんですけども、これは施設全体がそうだということによろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 夏季の時間につきましては、午前6時から午後7時でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 河川公園の施設稼働率を上げることによって、サービスを充実させてほしいという市民の声に答えられないかということなんですけども、もっと施設をつくってほしいという声もありますし、充実させてほしいという声もあるんですけども、施設をつくるにはとてもお金がかかります。しかしながら、河川公園の方は月曜日を定休日としていて、定休日に施設を営業することでサービスを充実することができるのではないかという思いから質問の方をしていきます。

定休日は何を根拠に月曜日というふうにされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、ご質問にございます月曜日の定休日の根拠でございますけども、定休日が月曜日につきましては、野洲市都市公園管理運営規則第4条及び野洲市野洲川河川公園管理運営要綱第4条に基づきまして、定めているものでございまして、なぜ月曜日の休日をしているかと申し上げますと、従来から勤労者の休日である土曜日、日曜日、祝日の施設利用者が特に多く、反対に勤務が始まります週明けの月曜日は施設利用者が一番少なかったこと、ここに起因して考えて、休日としたものでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 利用者が一定少なくなるということが根拠だとお聞きしたんですけども、公園であります。使わないともったいないんじゃないかと思うんですけども、月曜日に施設の無料開放というものを考えるということではできないものではないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 月曜日の無料開放でございますけども、現在、公園内の有料施設以外の施設につきましては、個人利用の範囲におきまして、月曜日、休日の日

もご利用をいただける状況でございますので、利用施設につきましては、芝生広場の養生やグラウンドの施設等の整備を含めまして、週1回の定休日を設けることは施設管理上、必要と考えてございますので、よって、月曜日の無料開放については考えてございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いろいろな施設がございます。テニスコート等であればネット等が要るなど、施設を利用するにあたって、道具の貸し出しなどを受けないとできない場合もあると思うんですけども、例えばグラウンドゴルフ場などに関しては、一定、無料の開放というものが可能なんじゃないかなと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） グラウンドゴルフにつきましても、有料施設の1つに上がっておりますので、無料ということは考えてございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 前段の質問でのご回答で、土日祝日のところで利用者が多いので、月曜日がお休みという考え方があるんだとのことなんですけども、要するに、これは人件費の問題なのではないかなと思うんです。要するに、管理をしていくにあたっては人件費がかかってしまう。なので、定休日をずらして、定休日を当てていこうじゃないかということだと思うんですけども、主にかかる人件費として、受付などが考えられると思うんです。例えば、グラウンドゴルフに関してなど、一定、無人でも開放できる施設に関しては、現場での受付をやめるなど、電話対応などで人件費を削減して実現していくなどの考え方はできないものでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 電話対応による人件費の削減というところのご質問でございますけども、現在、野洲川河川公園では指定管理者によります管理運営に係る業務全般を担っていただいている状況でございます。窓口での施設利用の受付だけではなく、公園施設の全般的な維持管理、けが人等、緊急時にも対応していただいている状況がございます。加えて、有料施設の利用料につきましては、野洲市都市公園管理運営規則第7条に前納しなければならないと定めていることから、直接的な金銭のやりとりが発生する窓口業務において、人員の配置は不可欠と考えてございます。これらの施設利用の観点から、

現在のところ人員の配置は必要であると考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 1つ先ほどから回答いただいていた中に、こういう規則があるから、こういうルールがあるからという回答がちらほら見受けられるんですけども、それを変えていく、それを更新していくのが我々議会の仕事かと思っております。ですので、柔軟に解釈し、考えていくという姿勢は忘れないでいただきたいと思っております。

施設を使っていくにあたってなんですけども、夏休みなどは学生が休みですので、都市公園の方を使っていくことができる機会が増えると思うんですね。それにあわせて、特別に夏休みだけはそういう定休日を開放するような運用というものをして、市民に広く使っていく機会を開放するということはできないものでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 夏休みの定休日の特別開放、学生に開放というご質問でございますけども、学生の利用につきましては、夏休み期間に限らず、年間を通して多数ご利用いただいているような状況でございます。夏休み期間に限った特別開放は考えてございません。加えて、先ほど申しましたように、有料施設につきましては、芝生広場の養生やグラウンドの施設等の整備も含めて週1回の定休日を設けることは、施設管理上必要と考えてございますので、これも含めると特別に開放することは考えてございません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

引き続きなんですけども、河川公園以外の施設、中主B&G海洋センタープールの営業曜日、時間についてお伺いします。これらも同じことなんですけども、プールは特に夏に人気があります。定休日を置くのがそもそももったいないのかなと思うんですけども、こちらは定休日とされている月曜日であっても、学生は夏休みですし、稼働させれば利用者はかなり見込めるとおられます。プールに関しての定休日をなくして、広く利用していただくという方針転換はできないものでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 海洋センタープールの営業日についてご質問にお答えをいたします。

令和元年度の中主B&G海洋センタープールの開設期間は7月20日から8月25日まででございます。休館日の月曜日を除く32日間となります。利用時間は午前9時から正午までと1時から4時までの2区分となっております。また、プールの管理運營業務は民間に委託しております。

それと、一問一答なんですけども、定休日をなくせないかということも引き続きということでもよろしいんですか。

○3番（長谷川崇朗君） はい。

○教育部長（杉本源造君） 定休日をなくせないかということでございます。休館日である月曜日に開放すれば、一定の利用が見込めることは確かでございます。ただし、休館日は以前より周知されておりますので、他の平日よりも人数が少なくなると見込んでおります。また、開館をするためのコスト、民間に委託しておりますので、そのコストも生じてまいります。また、休館日には機器等のメンテナンスを行う場合もございますので、月曜日の開館は現在のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご回答いただきましたメンテナンス等があるというのは、緊急で発生する場合ではないと思うので、毎週月曜日に必ずやっているものじゃないんじゃないのかなと思うんです。つまり、メンテナンスをしていない日というのは、月曜日の中にも、もう計画的にあるではないかと思っております。いかがでしょう。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） このメンテナンスというのは、緊急的なものを想定しております。老朽化もしておりますので、さまざまな不具合が出てまいります。平日、プールをとめるということをしてできるだけしないためには、不具合箇所を月曜日に集中して修理をする場合があるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先ほど、コストの面とおっしゃられたんですけども、前段の質問でもお伝えさせていただいたとおり、施設の充実、プールの充実、今、営業していないプールが出ている関係もございまして、施設の充実をしてほしいという声がある中で、新しい施設をつくるという大きなコストをかける前に、小さなコストで市民へのサービスを

充実できないか、稼働率を上げることによる市民サービスの強化について問うております。ですので、コスト云々ではないところで、できる限り、緊急の場合はもうこれはやむを得ないと思うんです。それはそれとして、突然にはなるかもしれないんですけども、市民の方には月曜日なり、他の曜日なりの定休というのがあり得るとしても、可能な限りあけていくという方針のご検討はいただけないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現在のところは、検討はいたしません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 時間の区分に関しても、4時ということで短いのかなと思います。もう1区分あってもいいじゃないのかと思うんですけども、そういう検討のサービス、見直しはできませんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 夜間区分の利用ということでお答えをいたします。

利用時間の見直しにつきましては、夜間区分も一時検討はしたことはあるんですけども、プールを運営するための夜間照明がございません。それと、外灯も整備をしておりませんので、そういうものを整備しない限りは新たに夜間区分を設けることはできません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、照明とおっしゃられたんですけども、先ほどの河川公園の方のお話、7時までとなっております。これは今現在、この会期中にも夏至の方を迎えまして、日没19時15分となっていて、19時ですね。夜までは十分に明るいと思うんです。このプールの開設期間も夏に合わせて設定されているものでして、照明の問題ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 新たに夜間区分、7時まで延長するということは現在考えておりません。また、議員が確かに明るいということなんですけども、やはり照明等、またお帰りになるときに暗くなっている場合がありますので、今のところは、検討はいたしません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご回答ありがとうございます。

今、検討は今のところないということなんですけども、今、私が述べさせていただきましており、市民に対するサービスを効率よく上げていくためにそういう休館日というものの改定というのは、考えていく余地があることだと思います。ご検討の方をお願いします。

引き続きまして、野洲図書館、こちらのお話もさせて下さい。同じことなんですけども、学生は長期休暇に入っております。学生が自主学習をしたり、読書に親しんだり、興味のあることを調べたりする絶好の機会となってくると思います。また、夏休みという期間には小学生等、自由研究などもあるかと思えます。こういった長期休暇に合わせて稼働率を上げることは検討できないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 長期休暇期間の稼働率を上げられないのかというご質問にお答えをいたします。

野洲図書館では、夏休み期間中だけでなく、常に利用者や貸出冊数を増やす努力をしております。夏休み期間中だけでも、一日図書館、化石とあそぼう展、戦争と平和を考える企画展を実施しており、利用者を増やす努力は常にしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今おっしゃっていただけたのは、休館日、定休日の月曜日にやっているということではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 月曜日は休館日ですので、やっておりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私が言っているのは、施設の稼働率を上げることによって、市民サービスが強化できないかという検討をしてほしいということなんです。何度も言うんですけども、新しい施設をもう一つつくるとなるとお金がとてかかるわけです。しかしながら、定休日というものを見直すことによって、施設稼働率を上げてやれば、それだけで箱はつくらなくても、確かに人件費の追加がかかるのかもしれないんですけども、低予

算で市民に資するサービスができるんじゃないかという視点でお伺いしております。でするので、そういう検討も一定お願いできたらと思います。

次の質問に移ります。

野洲市にはたくさん公園があります。公園の利用者というものを増やしていくのも、また施設の稼働率を上げることによる市民サービスの強化につながっていくと思います。小さな子どもたちにとって公園の遊具で遊ぶことは、とても楽しみなことの1つであり、よりわくわく感のある楽しい遊具で遊びたいと子どもたちは思っています。その親もまた、子どもが楽しめる公園に連れて行ってあげたいと考えているものです。私にも小さな子どもがいて、たまたま近隣市にある少し豪華な滑り台に行く機会があり、子どもがその滑り台に夢中になりました。帰ってきてから、またあそこに連れて行ってくれとせがまれました。このとき、市議会議員として、野洲市にそういう魅力的な公園遊具がないということに気が付かされました。

これを他の親御さんと話をする機会があり、聞いてみますと、同じような思いがあることがわかりました。他市に魅力があり、あそこに行きたいと野洲市民に思わせているのです。新たに公園をつくるような大規模な予算の話ではなく、公園の遊具を充実させるだけで市民の満足度は上がるのではないかと思いました。他市に魅力があり、あそこに行きたいと、他市のことですね、野洲市民に思わせていること、情けないことだと野洲市議として思うのですけども、市長はそう思われませんか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問の趣旨がよくわからないんですけど、先ほどからも公共施設を誰が管理をするのか。自然のものではないんですけどね。働いておられる方がいる。ちょっと今まで聞いていて、心配になってきたんですけどね。図書館、野洲市の場合が一番県内でも丁寧に司書資格の正規の司書を採用してやっています。時間外とか休みもなしだったら、非正規の職員さんを入れてということになりますね。この発想、本当に心配になってきますよ。それから人間が働いてものが管理されているわけですし、今の日本の制度では1週間7日あって、5日間、1日8時間、これがなかなか守られない、どうしようかという。私は働き方改革という言葉があまり好きじゃないんですけどね。だんだんだんだんひどくなっていっているわけですよ。だから、ものがサービスを提供しているわけじゃなくて、人がものを使ってサービスを提供している。だから、図書館の休みをなくせとか、これはあり得ない。誰が責任を持って、司書の役割をするのか。公園も一緒に、

さっき部長が説明したように、責任を持って都市公園を運営している限りは、管理と安全と利用者の便利、お金の問題ではないんです。お金は当然要るかもわからないけども。その発想は全然、まずそれが情けなくなりますね、今の質問を聞いていたら。

それとあと、公園ですけども、公園は都市計画法に基づく公園、大きく分ければ、野洲市の場合、それと、条例に基づく公園ですね。野洲市地域ふれあい公園条例に基づくもの、それとあと児童遊園地として、あります。数は都市公園が14カ所、そしてから条例に基づくのが140カ所、こういうのは実質地域の広場ですね、自治会館の前だとか。それは条例でやっているの、都市公園ではないです。それとあと、児童遊園です。

ただ、従前から、私、市長になってからずっと言っていますように、都市公園が本当に貧弱です。まともな都市公園はさっきからおっしゃっている野洲川河川公園です。あの公園は、まさに河川敷地というか、水の流れるところに公園をつくっています。洪水敷という。だから、当然、遊具も置けないし、バックネットも建てられない。だから、できるだけ早くきちっとした都市公園をつくりたいということで計画をして、ただ財源をどうするかということもあって、都市計画税といった一番有意義で、かつ本来的な財源なので、提案をいたしましたけど、長谷川議員は最後まで徹底抵抗してはりましたけど、だから、それも情けない。だから、まず遊具という以前に、公園がないことが本当に情けないんです。

あとの14カ所の、13カ所はこれで都市公園と言えるかというぐらいの公園です、本当に、もう現地見られたら。もうふれあい広場と全く同じです。まずは、どこからきちっと1カ所、2カ所、さっきどこかのまちがいいとおっしゃったけども、そのぐらいの遊具が置ける公園を、まず緑と自由に子どもたち、家族が憩える、まず空間です、遊具以前に空間です。

遊具については、これは就学児前の方だったら、基本的に幼稚園、保育園へ行ってもらっているの、そこには最低限の遊具をきちっと装備して、管理をしています。ただ、遊具でも、これを調べたら、今、これらの市が管理している公園で525基もあるわけです。これもきちっと管理しないといけないし、更新しないといけない。答弁協議で、どこかのまちがよかったとおっしゃっているの、どこを想定しておられるのかなと思ったら、隣の隣のまちの大きな都市公園の、まさに都市公園の遊具で、何千万もかかっているらしいんですけども、それも最近更新されたので、これはぴかぴかからしいので、それはいいと思いますけども、野洲市も今、緑の基本計画をつくって、都市公園、緑地を整備しようということで、先に、今、条例の検討委員会を専門家を入れてやっていますので、まず条例を

つくって、できるだけ早く、都市公園も含めた緑の公園の計画をつくって、残念ながら反対をいただいたけども、多数決で都市計画税を認めていただいたので、よそに恥ずかしく、まあ恥ずかしいか、恥ずかしくないかはどうでもいいんですけど、市民の方が本当に健全に憩われたらいいわけですけども、そういった中で、公園と必要な遊具はまた皆さん方のご意見もいただきながら、整備していったらいいのかなと思うんですが、足並みをそろえるのを邪魔しておいて、よその都市計画税があるまちの公園に行つてよかった、それはもう悲しい話だと思います。

だから、情けないとおっしゃったのかな。情けない現状はたくさんあるけども、それに悲観するのではなしに、制度を整えて、財源も確保して、皆さん方で議論して、緑の基本条例をつくって、市民が誇れるんじゃない、市民が安らかに憩える、住める空間を、そしてまた必要な遊具も整備していきたいなと思っています。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、市長に何度か私、情けないというふうになじられたわけですけども、ならばということでは言わせていただくと、私も市長のことが若干情けないと思える部分がございます。どういうところかと申しますと、増税によって、それをなそうという発想です。都市計画税の話が今出ました。都市計画税があるからやるとか、そういう問題ではなくて、市政、運用というのは、私、都市計画税のときの反論のときにも言わせていただきましたけども、どこにどういうふうにお金を使っていくかのバランス感覚だと思っております。だから、増税に反対したから情けない。だから、それでもって、足並みをそろえていないということではないというふうに理解をしております。

しかしながら、市長の方、都市計画税の方を、増税の方が議会によって認められ、一定公園の方を充実させていきたい、その中での施設ということをお認め下さったので、そこはありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

補足としてなんですけども、この一般質問通告書の中に設置できそうな場所の事例等、滑り台の例などを話になるかと思って、通告文の中に書かせていただいております。設置できそうな場所としては、中主分庁舎裏の大きい公園などならば、すぐにできるんじゃないか。南櫻にありますさくら緑地ですね。あそこにも駐車場付きの大きな公園がございます。新たに大きな公園をつくらないとそういう魅力ある遊具がつくれないという話ではなく、そういうところからでも、駐車場があれば行ける家族は多いわけで、考えていただくことをよろしく願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

待機児童、保育士募集についてお伺いします。

今年度、待機児童の状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、長谷川議員の待機児童問題、保育士募集についてのご質問の1点目の今年度の待機児童の状況についてお答えいたします。

平成31年4月1日時点の国基準におきます待機児童数は22名となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市の方、市長の方が頑張ってください、いろいろ支度を整えていただいた結果、施設の方は十分あると、そんな中で先生の方が集まらないということなんですけども、対策の方はどうなっていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 保育士の募集に対する対策でございますけれども、本市では全協のときに報告させていただいておりますけれども、保育士不足に対応するため、平成28年度から子育て専用無料職業紹介所、野洲市三方よし人材バンクを立ち上げまして、広報紙や市ホームページでの情報発信や求人情報の掲載の他、各園や学童保育所、自治会や商工会などへのポスターの掲示の依頼、各種イベントや商業施設での情報発信と臨時の職業紹介所の開設など、さまざまな機会を捉え、潜在保育士や保育園、幼稚園、学童保育所で働きたい方の発掘と就労へのつなぎを行っています。

また、国が実施している民間園の保育士の処遇改善と同様に、平成30年度から公立園においても処遇の改善を行っています。さらに、平成29年度からは野洲市保育士等保育料補助事業により、保育料の一部を補助する事業を行うと共に、再就職支援研修会を行い、潜在保育士の復職に向けた支援を行っており、今年度からは近隣市以外からの人材確保策として、民間園に対し保育士宿舍借上げ料の一部を補助する野洲市宿舍借上げ支援事業補助金も創設して、対応の方をしております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。いろいろ苦勞していただけている中で、教員の募集、先生の募集ということでお聞きしました。

保育士がそれでもなかなか集まらないといった中で、思い切った策を打っていけないかという意図から、次の質問をさせていただきます。まずは、私、野洲市に住んでいて、回覧板の方を拝見しているんですけども、回覧板というのは結構世帯世帯が自治会のこともありますので、注視して見ていると思うんです。この回覧板を利用した市民への呼びかけが効果があるのではないかと思うのですが、それについてどうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 回覧板を利用した市民への呼びかけということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたときに人材確保の対策でもお答えしておりましたが、広報紙とかホームページでの情報発信や求人情報の掲載の他、各自治会へのポスターの掲示のお願いは行ってありますが、ただいま議員がおっしゃいました自治会の回覧ということへの周知は行っていませんので、今後さらなる周知、人材発掘という視点から回覧する内容の中身を検討した上で前向きに今検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

朝の時間帯、夕方の時間帯に人を雇いたいという思いが野洲市の方にあると思います。これはパートで働いてもらえる方々を入れて、正教員の方と補いながら職員の方を充実していこうというふうな思いがあるときに、肝心の朝の時間と夕方の時間に人がとりにくい。それによって、施設の方の待機児童が発生する、要するに児童受け入れのキャパシティの方が決まってきてしまうと。なので、その時間に集まらない、その時間にあわせて、人を集めていく必要があるわけですけども、そういう人が集まりにくい時間帯に対して手当などを支給すること、それを呼び込みのためのメリットとして訴えていく、そういうような施策は考えられないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、人が集まりにくい時間帯に対する手当というご提案でございますけれども、現在、野洲市の方では人の集まりにくい朝、夕方の保育時間、具体的に言いますと朝の7時半から8時半、夕方では16時から9時までの時間帯につきましては、現在、既に時間当たりの単価でございますけれども、150円加算をして人材の確保に努めているところでございます。

なお、待機児童の解消という点では、担任としてコアな時間帯の保育を担っていただけ

る人材の確保が必要でありまして、その対策につきましては、先ほどから縷々いろんな方法をやっておるということをご答弁させていただいております。よりまして、このことから、朝夕の時間帯の時給の今以上の増額、あるいは手当の創設ということは現時点では考えておりません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 150円の増額があるということで一定の増額はあるけども、それでも集まらないということで理解をいたしました。

保育士となってくれる方の子どもを無償で同じ保育園で預かるという他の保育園の事例の方、ニュースの方でにぎわしているんですけども、聞きました。たくさんの保育士の方が集まったという事例がニュースなども報告されております。これに対してどう考えておられますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の答弁でございますけれども、保育士として勤務する方の子どもを無償で同じ保育園で預かるということで、たくさん保育士が集まったという事例ということなんですけれども、確かに子どもを預ける保育園の選択に制限がなく、かつ送迎の手間と時間が省けることや保育料の負担が少なくなることは潜在保育士の復職を促すことにつながるのではないかとはい思います。

当市においても、保育士が勤務をしている保育園で子どもを預からないといった取り扱い、そういう制限はしておりません。保育料につきましても、先ほど答弁いたしました保育料の一部補助を既に行っていることで負担の軽減も図り、潜在保育士の復職を促しているところでございます。

ただし、他の保護者の方との公平性の確保、あるいは受益と負担のバランスという観点からいきますと、当市では無償で預かるということは考えていないということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） おっしゃられている公平性、受益の関係というのはよくわかるんです。よくわかるんですけども、おっしゃられたとおり、潜在保育士の方がそこにいるわけですね。子どもが生まれて、職を離れたというお母さんになられて、1歳から3歳と

か、そういう小さな子どもを持っている人の中にこそ、保育士の資格を持っている有資格者の方がたくさんいるということで、他の保育園が実践されてうまくいったというケースがあるわけです。今、野洲市の方でも一定子どもがいる場合に補助金があるとのことなんですけども、ケースで考えるとよくわかると思うんですね。

事前に通告していますので、お聞きするんですけども、例えば子持ちの夫婦、世帯主が男性でサラリーマンということを仮定します。年収が600万円ぐらいと仮定します。奥さんは有資格者ですけども、3歳未満の子どもを育てて、専業主婦をしているというふうに仮定をしたとき、こういう、潜在的に有資格で働くことができる保育士の方がいるわけですけども、こういう人が野洲市の保育園で働く場合の子どもを預ける費用と支払われる給与の関係についてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの子持ちの夫婦の一定の条件の想定の中の保育料、それから給料の問いでございますけれども、まず夫が年収600万円で、妻が有資格者、専業主婦として3歳未満のお子さんを育てる、そのケースでございますけれども、一応、計算上、1日4時間勤務の20日働く前提で申し上げますと、必要となる費用につきましては、保育料が月額3万9,300円、年間で47万1,600円、その他諸経費約9,600円を加えまして、年間48万1,200円が必要となります。支払われる給与につきましては、月8万円となり、年収で96万円となります。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 済みません。誘導するような形の質問になって、申しわけないんですけども、今おっしゃられたとおりなんです。この主婦が働いたときにもらえる金額は96万円で、子どもを預けるのに必要な金額が48万円ということになってしまいます。もうこれは明らかなんですけども、このような状態ではこの主婦の人は動こうとしないんじゃないかと思うんです。ですので、他の保育園の方が考えられて、ニュースをにぎわした、このような施策が発生したのかと思うんですね。潜在的な保育士の方がそこにいる。その中で、受益の問題、不公平とか公平感とかいうこともあるのかもしれないんですけども、保育士の資格を持ったその方が家で我が子1人だけを面倒見るというのを譲歩してもらって、保育園で我が子と一緒に来てもらって、保育士の仕事をしてもらいたいというところでの譲歩としては受益負担の関係とかだけではなく、そういう意味では手当と考えて

もいいレベルで、もっと柔軟に野洲市が保育士を確保する手段として、この無償、あるいはかなり大きな援助をする状態の保育士と子どもの同時通園を認めるような方法をぜひ考えていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

野洲市におけるいじめ、不登校についてと題して、質問の方をさせていただきます。

以前、私、議会の一般質問でいじめの問題が起きましたときに、先生方とか学校側がいじめを発見したり、あるいは薄々気付いている状態であっても報告することが面倒になるんじゃないか。その面倒なことによって、報告を遅らせたり、うやむやにしたりということがあるんじゃないかという指摘をさせていただきました。そんな中で、教育長の方がご回答としまして、そういうことはないはずだと、ここでは言葉として、通告書の方では精神論というちょっと厳しい言葉を使わせていただいているんですけども、要するに学校の中で教育の方針として一番に掲げているんだから、そういう方針を守るのが筋だろうという流れで問題は解決していくという回答をいただいたと思うんです。その中で重大事案となった不登校問題が発生いたしました。この重大事案について、まずは現在までの経過と今後の対応について教えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員の本市におけるいじめ、不登校についてのご質問のうちの重大事案の現在までの経過と今後の対応についてお答えをいたします。

昨年度、重大事案となりましたいじめ問題につきましては、現在、各関係機関と学校が連携しながら、被害生徒の安定した学校復帰に向けて取り組んでいるところでございます。現在も学校だけでなく、市教育委員会の職員、それからスクールソーシャルワーカー等の専門家も加わりながら、その対応に努めているところでございます。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私、議員にならせていただいて、議員という立場がここにある中で、いじめ問題というものが解決に向かわないということにいら立ちを覚えております。本件の重大事案となった生徒は、もともと始まりはいじめ問題だったかと思うんですけども、ご回答の方をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） スタートからいじめがありまして、そこの発見が遅れて対応が

遅れたという、そういう問題でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、経過の説明をいただいたんですけども、もう少し聞きたいんです。新年度になった4月から登校ができるような可能性があるということをお聞きしていたんですけども、やはりうまくいっていないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 一定3月末にこの問題については決着というか、双方の謝罪の場もありまして、一応解決に向かったというふうに捉えています。4月からは登校を再開してくれていましたので、ただ別の件で少しトラブルがあって、休みがちになっていることは確かでございますが、この件に関しましては、一応一段落したのかというふうに捉えています。ただ、そういう休みもありますので、今もなお支援を続けているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 大人たちが見ている中であっても、一応、先方からの謝罪という形はしっかりとれたということで、これは一定評価できるのかなと思います。その後の問題等があるということですけども、一応4月から登校が始まったというのは、今はできていないにしても1つの区切りにはなったのかと評価させていただきます。

このような問題はなくしていけるとお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめ問題につきましては、そもそも2つの側面があるというふうに捉えています。学校教育は、1つは広い意味での学力を付ける場、さまざまな課題解決に向けた力を付けていく場というそういう側面と、もう一つは、人間関係、社会性を子どもたちが学んでいく場と、この2つがあるというふうに思っております。そういう意味で、その2つ目の社会性を学んでいく場の学習途上ですから、間違いがあって当たり前というふうに学校では捉えています。ですから、からかひやいじりとかちょっかいをかけたとか、こういうことからそれがいじめにつながっていくということは、どこにでも、いつでも起こり得るというふうな捉え方を学校ではやっています。

大事なものは、それを早期発見して、いじめ、深刻な状況に至らないことにするという、そういう意味での教育的な指導支援が大切かなというふうに思っております。その重大事態に陥らないようにする、そのための教職員の取り組み、それからさらに言えば、子ども

たちにもっと良好な人間関係づくりをしっかりと学んでもらうという、そういう意味での仲間づくりを含めた教育を行っていくことが大事なかなというふうに捉えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今回のケース、3月末の方で一応の区切りというものが得られた今回の重大事案のケースを見ますと、発見と対応の方が遅かったのではないかと思うのですが、この原因についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これにつきましては、以前もお答えしたとおり、教職員のいじめ認識の弱さ、それから組織的な対応の弱さがあったということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめの認識の弱さということなんですけれども、私が冒頭でもお伝えしましたとおり、教員の方はもちろんプロの教師であって、小さな子どもたちの人間関係というものを注視しつつ、日々生活を送っているわけですし、ですので、認識の弱さということは私、言ってなかったんじゃないかと思うんです。認識はあるけれども、その後の対応が面倒なことになるという思いがあったんじゃないのかなと推測するんですけども、そういう可能性は考えられませんか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そういう可能性は考えられませんかというふうに考えております。いじめ、からかい等があったときに、担当の教員はこのまましばらく様子を見ていたらおさまるだろうというふうな認識をしていたという、そういう部分がありました。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） おさまるだろうということで、間違いだったわけなんですけれども、それを防止する方法として、今現在、この事案、事件を受けて、体制なり、方針はどのように変わっていますか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 1人の認識でとどまることが問題であったというふうに捉えていますので、これを組織的な動きに切り替えることの大事さをいじめ問題の専門委員会の

答申もいただきましたので、そのことについては、いじめが発生した場合はさまざまな組織で、これを学校として全体化をするという組織で対応しようということでも乗り越えるというのか、克服するという、そういう方針を出しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私、最初の教員なり、気が付いた人、気が付いた教師、気が付いた大人が最初に報告を出す段階での懸念がまだ払拭できないんですけども、答申ではそこを複数の人で見ていくとか、より組織の方で捉えていくということが大事と言っているんですけども、一番最初に身近にいる大人なり、教員がそれを報告する手続の面での改正というものはされているんですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 複数の教員がそれを見て、その場の対応としては、そんなことしたらあかんやんかというふうな形で注意は全部しておりました。ただ、それが学年として共通認識をされないために、そのいじめの組織としてのルートに乗らなかったという部分がありますので、学年会でクラスの様子を報告するとか、あるいはそれを教育相談部会で話し合うとか、そういうルートに乗せる、そういう組織的な動きをしっかりとるということを組織での対応として大きく変えたということがこの今回の件を受けて変わった点でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 済みません。細かい話になっていきます。そのおっしゃられる会議などというのは、従前から行われてきたものという認識でよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 会議は今まで行われていた、例えば学年会であるとか、教育相談部会、それと指導部会、各学校でそれぞれの担当者がやっている会議があるんですけども、そのルートに乗せるということがまず一番かなというふうに思っております。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 日本各地でいじめ問題の方、解決が難しいとなっています。今おっしゃられたのでは、少し辛辣な言葉で精神論という書き方をしているんですけども、精神論な気がするんですね。何を言っているかということ、会議でのせていきましょうねと言っているところで、例えば担任の先生がその会議で発言すると、あっ、あの先生はいじ

めというものを発生させた先生なんだというふうに思われてしまうんじゃないかとその先生が思ったりすると、のせようと思わない気がするんですよ。なので、話をその会議にのせるという窓口を会議の中で設けているということがまずはあるわけですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめを発見すれば面倒なことになるとか、そういう発想は教育の場では出てこないんですけどもね。文科省もそういうことを発見する、そういう力をしっかり付けて、少しでも解決に当たるということが子どもたちの社会性を伸ばすことにつながるという、それは教育の一環ですから、教科の勉強を教えると同時に、いじめとかいろんなトラブルを乗り越える力を教えるというのは学校の大きな任務ですので、そういう発想は出てこないというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 一番最初、この重大事案となった件もしばらく待ってれば、いじめに該当する、ちょっかいかがおさまっていくだろうと思ったというところはエスカレートしていく段階があると思うんですよ。ある段階において、報告が上げられればよかったけども、大丈夫だろう、大丈夫だろうと思いつけたのは果たして本当に大丈夫だと思ったのか、何かの面倒が起こるんじゃないかと思ったのかという判断なんじゃないかなと思うんです。なので、教員が問題点、そのいじめの兆候というものを上げやすい環境にするための工夫というものは、一定必要なんじゃないかと思うんですけども、今おっしゃられた全体会議の中で、そういう環境づくりのための何かの変化というのはあるんですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもを守るということを最優先にするという意味では、そういった指導主任会とか、あるいは管理職会など、これは全市的な会議などでも確認をしていますし、それから教育委員会として新しい方針を出したのは、例えば不登校になった場合において、いじめが関係している可能性がありますので、初期対応は非常に重要であるというふうに捉えています。そこで、昨年度末から児童生徒が休んだ場合、1日目、2日目は電話連絡をする、連続して3日休んだ場合は家庭訪問する、それから5日連続の場合はケース検討会議を学校全体でその関係者が集まって持つというふうな、そういうシステムを新たにつくりました。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 質問させていただいて最後、新たな仕組みというものがあるということを確認させていただき、今、少し進歩があったのかなと思います。どうぞその新しい仕組みを有効に活用させていただいて、いじめ等の発見、いただければと思います。

これで質問の方を終わらせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監より答弁修正を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほどの長谷川議員の待機児童の質問の中で、私が答弁の中で、いわゆる朝、夕方の人が集まりにくい、その時間帯に150円の加算をしたという答弁をしたと思うんですが、そのときの夕方の時間帯の時間を「16時から19時まで」と答えなくてはならないところを16時からただの9時ということで、10を抜かして「9時」ということを言ってしまいましたので、「19時」に修正して、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○3番（長谷川崇朗君） どうもありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第12号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野並享子です。

発言する前に、5日の質疑のときの介護保険料の引き下げの根拠、説明がないと発言をいたしました。3月22日の全協で資料の配付、そして説明がありましたので、私の認識にありませんので、訂正し、おわびいたします。

それでは、第1点目、不登校について質問をさせていただきます。

大きな社会問題になっている不登校。以前は登校拒否と呼び、問題児の扱いでした。しかし、16年前の平成15年、文科省の通知で不登校への対応のあり方の通達で5つの視点が出されました。また、平成28年9月に出された通達では以下のことが書かれています。

児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。不登校とは、多様な要因、背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の精神を持つことが児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につな

がることが期待される。

また、不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育に馴染めない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、馴染めない要因の解消に努める必要があることなど、具体的な指摘や対応が出されました。

さらに、平成30年度の文科省の方針で、学校復帰がゴールでないということが出されましたが、以下この一連の文科省の通達、方針を含め、市の対応について質問をしたいと思います。

まず最初に、不登校児童生徒に対して、学校復帰がゴールでないということについて教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野並議員の不登校についてのご質問のうちの学校復帰ではゴールではないことについてお答えいたします。

現在、文部科学省から不登校についての学校復帰がゴールではないといった内容の直接の通達というのは来ていませんが、今、議員ご発言のように、昨年7月に、そうした方向であるという文科省の方向が発表されております。私たち野洲市教育委員会でも不登校児童生徒に対しまして、学校復帰することがゴールとは考えておりません。子どもたちが社会で自立して生き抜くことができる力を付けること、これが何よりも大切と考えています。そのためには、不登校児童生徒に対して個々に応じたきめ細やかな支援をしたり、社会的な自立へ向けて、進路の選択肢を広げる等、支援をしたりすることが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そのとおりだと思います。第2点目の教育機会確保法が平成28年12月に成立し、29年3月に施行されました。附帯決議で不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないように配慮すること、どの児童生徒にも起こり得るものの視点に立ち、問題行動であると受け取られないように配慮することなどが付けられました。この法律の約1年後の平成30年7月、先ほど言いました文科省が学校復帰のみにこ

だわった従来の不登校を見直すということが出されました。学校復帰がゴールでないという、この方針転換の方向が出され、1年経ちますが、各学校、園に徹底がされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校復帰のみにこだわった取り組みではないということについての答えをしたいと思います。

野洲市教育委員会は、保護者、児童生徒に対しまして、決して追い詰めるような対応にならないように校長会や教育相談部会などを通して、各学校を指導しております。不登校はどの児童生徒にも起こり得る課題であるというふうに捉えて、支援並びに指導を徹底しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 5月30日のNHKの番組の最後、教育長もご覧になったかとは思いますが、解説者の先生から、多くの先生が文科省の方針転換を知っていないということが言われていましたが、野洲市でも同様でないかと考えますが、今、徹底をしているとおっしゃいましたが、本当に末端の先生まで徹底されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文科省は、通知としてはまだ正式に発表をしていないということでございます。文科省に問い合わせましたところ、その通知を出す方向で、今、準備をやっているというふうなお答えがありました。本市では、学校復帰のみということに関しましては、以前からそのことは子どもたちを場合によっては非常に侵害することになるという意味もありますので、校長会、あるいは生徒指導部会、教育相談部会で、そのことを各学校に伝えております。徹底と言われますと、基本的にそういう方向で動いておりますので、認識はほぼ間違いないかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 3点目の野洲市において不登校の推移をお尋ねいたします。その中でいじめによる不登校は何人おられ、野洲市としてはどのような調査が行われたのか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校の推移といじめによる不登校についてお答えをいたします。

まず、1点目の不登校の推移についてお答えいたします。

その前に、不登校とは年間30日以上欠席をいいます。本市の昨年度、平成30年度の不登校児童生徒数の割合は、小学校が1.26%、中学校が4.06%です。ここ数年の全県、全国の割合がほぼ小学校で0.5%、中学校が3%ですので、そういう意味で本市は高い割合となっております。

小学校は一昨年、平成29年度の数字が0.53%でした。それまではずっと0.5前後でしたので、ずっとそういう状況で、全国、全県と余り変わらない状況でした。ただ、昨年度、平成30年度が1.26%となりましたので、約2.4倍に大きく増加したということで大変心配をしております。一方、中学校は平成29年度が5.16%でした。平成30年度の4.06%と比べると1ポイント余り減少したんですけども、やはり全国、全県と比べますと、高い割合になっております。

次に、平成30年度、いじめによる不登校は1名のみです。

3つ目の調査につきましては、野洲市では2種類行っております。1つは国が実施する年1回の諸課題調査というのがあります。もう一つは本市が独自に行っている月7日以上の欠席調査というのがあります。この2つでやっております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これは5月30日のNHKの番組で不登校378人に対してLINEアンケートで学校に行きたくないと思うようになった原因で、「いじめを受けた」というのが21%、しかし文科省の調査では0.4%ということになっています。20倍の開きがある。いじめについて、学校は認めにくいけれども、やはりきちんと受けとめる必要があるということが言われていました。今、いじめの部分では1名というふうなことをおっしゃいましたが、20倍の開きがあるということは、野洲市でも同様の状況ではないかというふうに思うんですが、親や子どもの訴えというのが無視されているのではないかと。だから、どういうふうな調査をされているんですかということをお尋ねしたんですけども、今では学校の中だけでの調査ということになっていますね。もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今回の調査は、学校で欠席者の数を数えるというふうな調査をやっております。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） NHKのLINEでの調査というのは現実と開きがあるというところは、やはり学校の中だけで調査をされていると、何回以上、調査、人数だけいうのかね。そこにいじめがあったかどうかというふうな形の調査ではないわけですよ。いじめがあったかどうかということ、やはり聞こうと思えば、保護者は子どもに聞かないと出てこないと思うんですけども、この21%と文科省が言うてる0.4%という、この開き、やっぱり当事者に聞いているのと学校サイドで見ているというだけの開きがありますから、そこはどのようなふうな形をこれからとろうとされているのか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめに関しましては、子どもたちに直接聞くというのを、教育相談週間というのを各学校で学期に1回ずつ設定をしまして、担任、もしくはその学年の教員が子どもたちとじかに面談をして、さまざまな困り事等、いろいろ聞いたりする、そういう期間を設けています。それから、もう一つは学期に1回ずつはいじめの調査というので、子どもたちに直接アンケートをとるとい、これもやっています。そういう中から出てきた、いじめによって学校に行きたくないという気持ちの部分での数字がもし出てくるならば、そこから見えてくるのかなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） やはり、ちょっと乖離があると思います。いじめに遭ったことを認めてもらえず、長期に休んでいる児童生徒の場合、本人の性格とか発達障害があるとか子育てに問題があるとかいうことを言われて、本人や家族を苦しめているということが今現在あるんですけども、認識はお持ちでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校に関しましては、さまざまな要因がありますので、一概にこうというふうなのは言えないですけども、先ほど長谷川議員のご質問にお答えしましたように、今年度から3日以上休めば家庭訪問しておうちの方と相談する、それから5日以上では学校で組織的なケース検討会議を開いて、各担当者が分析をして対応を考えてい

くというふうな組織的な動きを今年度は徹底してやっていこうということで取り入れておりますので、そういうところから辺からいじめの早期発見、早期対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 先ほど、数字をおっしゃいました。数字をいただいていたので、ちょっと数字をグラフにしました。これが小学校です。小学校の、びゅんびゅんびゅんびゅんと上がっているのがこれが人数です。四角いので、横にずっといっているのが、あれが県の平均です。小学校でほんと上がっているのが平成26年、そして今回平成30年の発生が小学校で38人の子どもが不登校になっているという状況。そして、これが中学校なんです。中学校もこれもびゅんと並んでいるのがあれが県の平均です。びゅんと上がっているのがあれが野洲の不登校になっている子どもの数です。これ、平成29年がほんと上がっているんですね。先ほど、小学校は26年でほんと上がっているんです。このずっと全体を見渡して、数字を見ますと、3年後に中学校で出てきているんです。この小学校でびゅんと上がったところとか、落ちて、また上がったところというのが3年後に中学校で出てきている。この過去のデータも見ると、そういうふうな形で動いているんです。

ですから、今回1.26、小学校で38人の子どもがということを見ますと、それは3年後に中学校で表れてくるということで、率的に計算をしますと大体0.5%とか0.6%とかいうときには、中学校3年後には60人とか0.5%やったら50人とか、大体そういうふうな推移で動いているんです。ですから、1.26というと、令和3年には100人分ぐらいになるの違うかというね、数字的です。数字でいくとそういうふうな部分がちょっと出てくるということで、他のまちと比べて、また県と比べて、野洲市というのは何か、何人が、何でこうなっているんだろうという、そういうものがあるんですけども、教育長としてはどういうふうなお考えを持っておられるのか。原因なり、お考えをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校はさまざまな要因がありますので、何がと言われても難しいのかなというふうに捉えています。確かにおっしゃるとおり、本市が教育の課題の中で大きな課題の1つとして不登校というのは全県、全国よりも非常に高いというので、

その解消というのか、少しでも子どもたちのその数字を減らせるようにということで、個々に応じて丁寧な指導をやったりとか、そういう意味ではスクールソーシャルワーカーを全校に配置して、家庭支援も含めて、そのケース検討会にスクールソーシャルワーカーに入っただいて、専門家の見地から対応を考えていくとか、あるいはオアシス相談員とかスクールカウンセラーも配置していますので、その休みに至る前の段階でのいろんな悩み事等を把握して、その解決に当たれるようにというふうな対応をしているんですけども、残念なことに数字的にはなかなか小さくはなっていない、むしろ昨年度は非常に高い割合に小学校がなったということで心配はしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、スクールソーシャルワーカーとかオアシス相談員とか、おっしゃいましたけども、PTSDに対応するカウンセラーはおられるのか、4点目です。また、心理判定員や療育指導員はこういった文科省の通達も熟知して指導をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 常駐のPTSDに対応するカウンセラーというのは今どこにもおりません。これは大規模災害等、何かあった場合に、緊急の場合、県からカウンセラーを派遣するという、そういうシステムになっていますので、日常的にはそこにはいないということになります。

一方、日常の子育てや不登校に関する悩みとかについては、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによります心の教育相談とか、あるいは市内各校に配置されていますカウンセラーに相談していただくことができるというふうにしております。

また、市内小中学校の教職員はもとより、今、お話ししましたオアシス相談員とか、あるいはスクールソーシャルワーカーにもいつでも相談をいただけることになっておりますし、ご質問の心理判定員とか療育指導員は教育委員会には配置をしておりません。これは福祉部局の発達支援センターに心理判定員や療育指導員がおりますので、ここにつきましては、発達支援センターの所長から文科省の通達などを伝えてもらうように依頼をしているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 5点目に移ります。

平成28年の通達では、不登校の要因を的確に把握し、情報共有し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定すると出されていますが、関係機関での協議はどのように行われているのか、そこに保護者の情報は共有されているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 関係機関との協議についてのご質問にお答えいたします。

野洲市では、不登校については専門家を含めました協議によって、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を決定し、取り組みをすることにしております。また、必要に応じて、本人を取り巻く家庭環境等についても情報共有をしております。

具体的には、次の3つの組織でそれぞれ検討をしています。

まず、1つ目は、教育相談協議会というのがありまして、年2回開催しています。ここでは、各学校の教育相談担当者、それからスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、それから市教育委員会の生徒指導担当者によりまして、不登校児童生徒の事例検討、いわゆるケース検討会などを行っています。

2つ目は、スクールソーシャルワーカー協議会というのがあります。これは年5回、おおよそ2カ月に1回開催しています。これは市内で雇用しております全てのスクールソーシャルワーカー、それから市民生活相談課、家庭児童相談室、それから市教育委員会生徒指導担当から構成しています。ここでは、家庭的に支援が必要な児童生徒の事例検討などを行っています。

最後に3つ目は、生徒指導協議会というのがあります。これは小中学校の生徒指導担当者が集まった会議です。小中合同が年5回、中学校のみが年5回やっております。ここでは、各学校の生徒指導担当、それからスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、それから警察、少年センター、ふれあい教育相談センター、家庭児童相談室、市教育委員会生徒指導担当により構成をしています。ここでは、生徒指導上、課題のある児童生徒の情報交換や事例検討をしているというふうな状況でございます。

いずれの組織におきましても、家庭の状況が必要な場合は、その件も含めて論議をして、対応を検討しています。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 事例そのものが教育委員会の内部の中で保護者の情報が共有されているのかということをお尋ねしたんですけども、上げられた内容というのは、教育相談協議会にしても、スクールソーシャルワーカーでも、生徒指導というふうなことで、ペーパーでその子の状況というのが把握されているというふうな状況だというふうに思うんですけども、ふれあい教育センターのところは福祉の関係とおっしゃいましたか。発達支援センターね。あそこのところのカウンセラーに対して、保護者が小児科の先生からいじめや暴言によるPTSDも考えられるということをおっしゃったという親の訴えに対して、そのカウンセラーが小児科の先生の見解は間違っているということで、親の訴えを否定的に発言されて、結局、親が訴えた情報というのは全く上がっていったいないというふうな事例がありましたので、これは、やっぱりそういうことでは個々の支援は的確には出ていないというふうに思うんですけども、この協議をされているのは、関係の人たちのペーパーの中での話ではなくて、実際親からの生の声というのはどういうふうな形で把握をされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 保護者さんの声につきましては、担任でありますとか、あるいは関わった、直接お話を伺ったスクールソーシャルワーカーでありますとか、あるいは教育相談担当者が、保護者さんはこういう意向ですということはその場で必ず出して、論議をしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） できていないというところが現実であろうかというふうに私は思います。さっき言いました、いじめを受けたというのが文科省は0.4%、でもその実際の不登校の子どもたちに聞けば21%ということですから、ここに開きがあるという、その認識を、やっぱりしてもらわんとあかんというふうに思います。

次、6点目に行きます。

平成15年の通達の5つの視点の中の5点目に、保護者の支援のために気軽に相談できる窓口や保護者同士のネットワークづくりへの支援が必要ということがありますが、野洲市での取り組みをお尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 相談窓口としましては、まずは学校があります。保護者さんに

一番近いのが学級担任ですから、担任にご相談願えたらというふうに思っております。また、担任が難しい場合は、学年主任や学校の教育相談担当者、あるいは教頭、校長などの管理職も日常的に相談を受け付けていますので、ご相談願えたらというふうに思っています。さらに、各学校に配置していますオアシス相談員、もしくはスクールカウンセラーですが、この2業種につきましても、勤務日の曜日が限定されていますが、保護者さん向けにもいつが相談日ですというふうな通知をお配りしていますので、そこに合わせてご相談願えたらというふうに思っています。それから、学校外では、先ほど申しましたふれあい教育相談センターのカウンセラーによる心の教育相談で受け付けを行っております。また、教育委員会の学校教育課も随時相談を受け付けています。電話でも対応をしていますので、どうぞご相談願えたらというふうに思っています。

それから、もう一個のご質問の保護者さんのネットワークについてですが、野洲市ではまだこの保護者同士のネットワークについては構築できておりません。これは幾つかの県内でも市でつくっておられますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） このネットワークづくりは、介護保険事業だったら家族の会とか、また障がい者の方々にとっては親の会とかというのが本当に何十年も昔から行われてきていますので、やはりこういうふうなシステムは不登校とか閉じこもりとかいう、子どもを抱える保護者の支援を個々それぞれ、個々に対応だけではなくて、本当にネットワークづくりが私は必要やというふうに思います。お互い情報を交換し合うということも必要だと思いますので、やはり行政が来ませんかというふうな形で何かやっていただきたいなというふうに思います。本当にこの不登校の問題はどんどん年々増えてきていますから、中学校で56人からの子どもが行けていないというふうな中におられます。

7点目に移りますけども、5月30日のNHKの放送では、中学生の不登校について全国的に44万人であり、そのうち隠れ不登校が33万人と言われていました。野洲市において、保健室登校とか別室登校や放課後登校などの隠れ不登校は何人おられるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 隠れ不登校についてお答えします。

野洲市では、先日のNHKで放映されました隠れ不登校という調査は行っておりません。

ここのNHKの部分で言われていたのは、学校に来ている子どもたちですが、学校に行きたくないというふうな思いを持ちながら学校に来ている子を全てカウントすると33万というふうになるというふうな確か放送やったというふうに思っています。文部科学省では、年間30日以上欠席がある場合を不登校というふうに定義していますが、本市ではこの不登に至る可能性のある月7日以上欠席者や、それからいわゆる保健室登校、あるいは別室登校、それから放課後登校、放課後は放課後すぐとか、夜来るとか、そういうようなのがあります。さらには、学校外の適応指導教室ドリームに通うなどの児童生徒数の調査を毎月行っています。

昨年度の不登校ではない別室等を利用しているこうした児童生徒の実数は小学校が14人、中学校が13人でございます。また、今年度のこの4月、5月段階では、保健室や別室などを利用している児童生徒の数は小学校が11人、中学校が20人という状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 野洲はもっと多いのかというふうに思っていましたけども、実際の不登校の30日以上に比べて、そういう別室登校とか、そういうのが3倍からあるということやから、そんなたくさんになっていたら大変だなというふうにも思ったんですけども。けど、さっきのLINEのアンケートで、「中学校に行きたくないように思った」というのが、「クラス全体の雰囲気嫌」44%、「先生との関係」が23%、「学校の決まりや校則」が21%というようなことが言われていまして、ここ広島教育委員会の取り組みも報道をされていました。その中では、やはりフリースクールということで行っているということもありました。そこで、皆さんからのLINEもありまして、学校の中にフリースクールがあると落ちこぼれというふうに見られるのがかなんから行かないというふうな中で、やっぱり校内でなく校外、認可とかいうところにフリースクールというものが対応できないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） フリースクールというのは、本市では、今、把握をしていませんが、野洲市には確かないというふうに捉えています。学校外での場への学習支援につきましては、法に基づいては適応指導教室ドリームがふれあい教育相談センターに開設をしています。そこがそれに当たるのかなというふうに思っております。1時間目から何時間

目まで何をするというふうな学校とは少し違うカリキュラムというか内容で、子どもたちが自分のやりたいこと、得意なことを中心に先生の支援を受けながら勉強をやるという意味では、フリースクールに近いのかなというふうに捉えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 8点目に行きます。

教育機会確保法の第5条には、地方公共団体の責務としてあります。当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとなっております。また、第6条で財政上の措置とあり、13条では学校以外の場における学習活動等への支援が出されており、この法律の施行後2年余り経ちますが、野洲市の取り組みで法にのっとって行われていることは何でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 済みません。先走って言いましたけども、今、お答えしました適応指導教室ドリームがこの法にのっとったシステムとしての学習支援の場でございます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 9点目の野洲市子ども・子育て支援事業計画が平成27年3月に出されましたが、これは31年度までということになっております。この52ページのところにふれあい教育センターのところの適応指導教室の充実の内容に、学校復帰につなげる場を提供することと共にとあり、平成30年度に文科省が出しました方針を踏まえて、見直す必要があると思いますが、検討されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これにつきましては、平成32年度、つまり令和2年度以降の計画は今年度検討に入る予定です。適応指導教室ドリームにつきましては、学校復帰につなげる場と共に子どもの自立を促す場というふうな認識をしておりますので、そういう方向で改定できたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 10点目に行きます。

野洲市では週1回コミセンやすすで「やすクール」が行われていますが、中学生対象であります。滋賀県にも野洲にもフリースクールはありません。小学校の基礎学力を付けるた

めの機会がない状況であります。不登校の子どもの学力を保障するということは必要やと思うんですが、通達では社会的自立に向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であるということが出されております。学校に行けない児童に対して、野洲市はどのような支援策を検討されているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、お話がありました「やすクール」につきましては、福祉部局が生活保護世帯、ひとり親世帯の中学生を対象にした学習支援教室を開いております。一方、不登校に関わっては適応指導教室ドリームもあるんですけども、そこへも通所できない児童生徒がいることは確かでございます。彼らに社会的自立の力を付けるために、市教育委員会として何らかの支援が必要と考えています。個々の状況に応じてとなりますが、そうした教育を保障できるような取り組みを今後検討していきたいというふうに考えております。また、この不登校に関わりましては、7月に開催を予定しています今年度の総合教育会議で協議いただく予定でございます。ご参加願えたらというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 昔から読み書きそろばんということが言われています。小学校1年、2年、3年、4年、その小学校での基礎学力というのは本当に重要な部分で、その子の将来、社会的自立をしていくためにはどうしても必要だと思いますので、この観点からぜひいろんな計画をしていただきたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 野並議員、申しわけないです。ちょっとここで諮らせて下さい。

質問の途中ではございますが、お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明6月18日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後4時36分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年6月17日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 矢 野 隆 行

署 名 議 員 田 中 陽 介